

東京都薬物乱用対策推進計画 (令和5年度改定)

～薬物乱用のない社会づくりのために～

令和6年3月

東京都薬物乱用対策推進本部

はじめに

東京都は、昭和48年に東京都薬物乱用対策推進本部を設置し、関係機関が連携しながら薬物乱用対策に取り組んできました。平成21年2月には、「東京都薬物乱用対策推進計画（以下「計画」という。）」を策定し、それ以降、その時々の薬物情勢に即した2度の改定を行い、計画的に取り組を進めています。本計画に基づく総合的な対策により、都内における薬物事犯検挙人員のうち、最も検挙人員の多い覚醒剤事犯の大幅な減少や、危険ドラッグを販売する実店舗の閉鎖といった成果を挙げています。

一方、現下の都内の薬物情勢に目を向けると、大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降、増加傾向を示しています。また、大麻事犯の検挙人員の約7割を30歳未満が占めるなど、若い世代の大麻乱用の拡大が深刻な問題となっており、若い世代への大麻乱用対策の強化が必要です。覚醒剤事犯の検挙人員は減少傾向にあるものの、その再犯率は約5割と高止まりを続けていることから、覚醒剤の依存性の強さがうかがえ、引き続き再乱用防止対策が重要となっています。

こうした違法薬物は海外から密輸されたものも多く、また、インターネットを通じて取引が行われており、その手法も秘匿性の高いメッセージアプリや暗号資産等の通信技術の普及等により巧妙化しています。今後、国際的な人の往来が増加することが見込まれることから、引き続き水際の取締りを強化するとともに、インターネット上のサイバー空間を利用した薬物の取引等、新たな犯罪手口に対する取締りが必要な状況です。

また、近年、若い世代の間で、薬局・ドラッグストア等で購入できる、処方箋が不要な市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の広がりが懸念されており、国による実態調査においても、10代・20代の若い世代を中心に市販薬の乱用が拡大していることが明らかになりました。また、薬物乱用の背景には、当事者の様々な悩みや生きづらさがあるとされており、これまでとは異なるアプローチが必要とも指摘されています。

東京都薬物乱用対策推進本部は、薬物乱用をめぐるこうした情勢を踏まえ、更なる対策の強化に取り組むため、これまでの計画の方向性を継承するとともに、令和5年8月に国が策定した、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」も踏まえ、新たな施策を含めた計画を策定しました。本計画の下、引き続き地域で薬物乱用防止に携わっている方々と力を合わせて、東京の明るい未来の実現へ向けて尽力してまいります。

令和6年3月

東京都薬物乱用対策推進本部

目次

第1章	これまでの取組及び薬物乱用をめぐる現状と課題	1
1	啓発活動の拡大と充実	1
2	指導・取締りの強化	6
3	薬物問題を抱える人への支援	8
第2章	計画の基本方針	9
1	国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」	9
2	計画改定の基本的な考え方と計画の構成	10
3	計画期間	11
	東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）体系図	13
第3章	具体的な取組の展開	15
1	啓発活動の拡大と充実	15
	プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化	16
	アクション1 青少年の薬物乱用防止意識の向上に向けた取組の推進	17
	アクション2 青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進	19
	アクション3 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進	19
	アクション4 青少年を有害情報から守る取組の強化	20

プラン2	地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成	21
アクション5	多様な媒体を用いた広域的な広報啓発活動の展開	22
アクション6	薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組の推進	24
プラン3	普及啓発のための基盤づくりと取組への支援	25
アクション7	普及啓発を担う人材育成の推進	26
アクション8	啓発用資材の充実・提供	27
アクション9	地域における主体的な啓発活動の支援	29
2	指導・取締りの強化	31
プラン4	不正薬物等の取締りの強化	32
アクション10	巧妙化する密輸・密売手法に対する取締りの強化	33
アクション11	多様な捜査手法の効果的な活用	35
アクション12	巧妙化・潜在化する薬物取引の取締り及び監視指導の強化	35
プラン5	薬物乱用実態の的確な把握と規制の迅速化	36
アクション13	違法薬物や規制が必要な薬物の流通実態・乱用実態の把握	37
アクション14	未規制薬物等の迅速な分析・広域的な規制	37
プラン6	医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化	38
アクション15	麻薬・向精神薬等の取扱医療機関等への立入検査等の実施	39
アクション16	偽造・変造処方箋対策の強化	39
アクション17	「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱薬局等への販売ルールの周知・指導の実施	39

3 薬物問題を抱える人への支援…………… 41

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実…………… 42

アクション18 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進…………… 43

アクション19 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供…………… 44

アクション20 相談・支援業務に従事する人材の育成…………… 46

プラン8 薬物依存症からの回復支援…………… 47

アクション21 薬物依存症等に関する専門医療等の提供…………… 48

アクション22 薬物依存症回復プログラム等への参加支援…………… 48

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施…………… 50

アクション23 再乱用防止に向けた“息の長い”支援等の充実…………… 51

第4章 計画の推進体制…………… 53

1 計画の推進…………… 53

2 関係機関の役割…………… 53

(参考資料)

・参考資料1 薬物乱用対策の推進体制…………… 54

・参考資料2 実施事業一覧…………… 55

・参考資料3 薬物乱用について…………… 70

1 薬物乱用とは…………… 70

2 乱用される代表的な薬物…………… 71

凡例

・「乱用」及び「濫用」の表記について

原則として「乱用」を用いるが、法律、東京都の条例及びそれらの条文に係る箇所については「濫用」を用いる。

第1章 これまでの取組及び薬物乱用をめぐる現状と課題

東京都薬物乱用対策推進本部は、これまで、関係機関が連携しながら、薬物乱用^{※1}のない社会づくりを目指し、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」を3つの柱として、様々な取組を行ってきました。

1 啓発活動の拡大と充実

＜青少年を対象とした取組＞

薬物乱用防止の啓発活動については、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対する学習指導要領に基づく指導の実施、薬物専門講師^{※2}の派遣、薬物見本、リーフレット等の啓発用資材の作成、SNS、動画共有サービスでの広告等を行ってきました。また、普及啓発を担う人材を育成するため、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員^{※3}、薬学部の大学生等を対象とした研修会を開催してきました。

また、生徒等への啓発効果を高めるためには、自ら積極的に薬物問題について考える機会をつくることが重要であることから、世代毎に生徒等の参加型事業を行ってきました。

中学生については、毎年度、薬物乱用防止ポスター・標語の募集を行い、令和5年度は、44,976作品の応募がありました。入賞作品については、東京都ホームページでの公開・都庁舎での展示等に加え、東京都が作成する啓発用リーフレットの表紙等に活用しています。

高校生については、高校生自らが講義や施設見学等を通じて学習を深め、その成果を同世代に向けて広く発信していく「薬物乱用防止高校生会議」を開催してきました。令和4年度は、同世代に向けたリーフレットの作成に加え、意図せず大麻の運び役となってしまった若者の話を演劇にして発表し、その様子を動画配信しました。

大学生については、大学構内に設置された専用コピー機の用紙裏面に、大学生から募集した薬物乱用防止メッセージを掲載する取組を行ってきました。

学校に通っていない青少年に向けては、自動車教習所、鉄道主要駅、映画館等、青少年を中心とした多くの人々が集まる施設に啓発ポスターを掲示してきました。また、大型ビジョンやデジタルサイネージで、啓発動画の放映を行ってきました。

※1 薬物乱用
医薬品を医療目的から外れて使ったり、医療目的のない薬物を不正に使ったりすること

※2 薬物専門講師
薬物乱用防止に関する専門知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者

※3 薬物乱用防止指導員
薬物乱用による弊害を広く地域住民に周知するため、薬物乱用防止活動に熱意と理解のある者で、区市町村長から推薦を受け、知事が委嘱した者

<地域における取組の支援等>

このほか、学校・家庭・地域など様々な場面で、関係機関や地域団体等と連携した多様な啓発活動を展開することによって、地域社会全体の薬物乱用防止意識の向上を図ってきました。

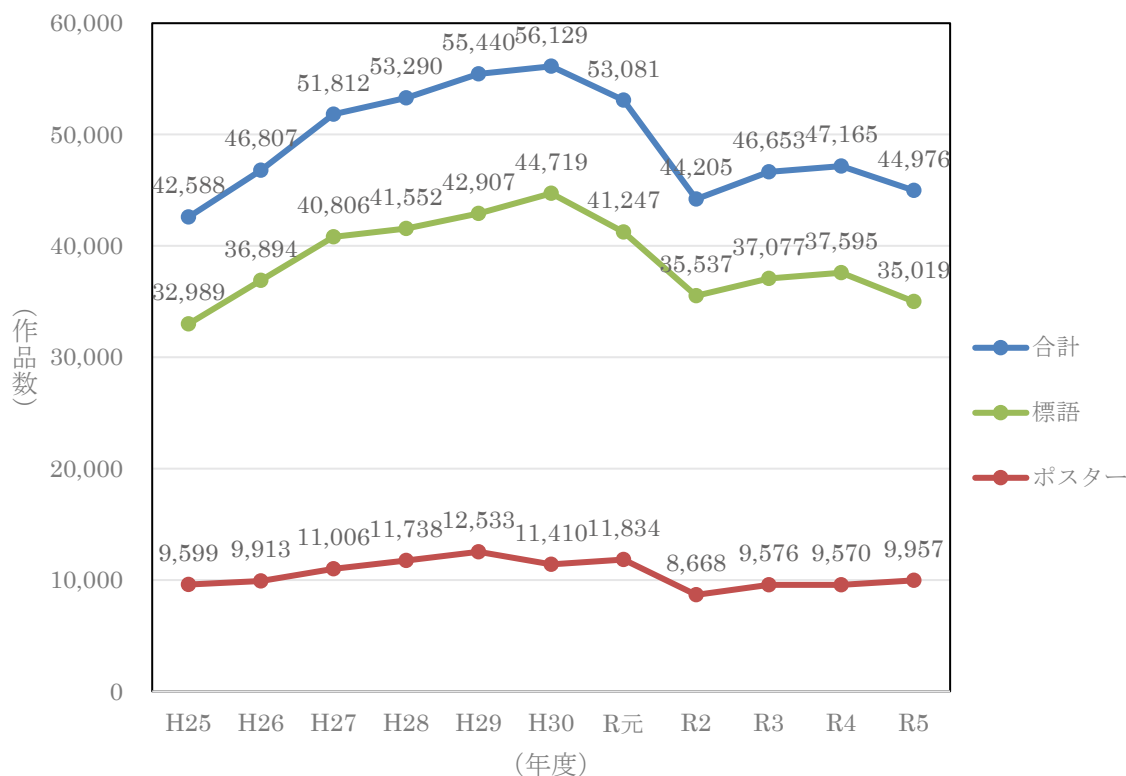
また、これらの啓発活動を推進、支援する取組として、青少年に強く訴えかける啓発用資材の作成・配布を行ってきました。令和元年度には、小学校高学年や中学生向けの授業で活用可能な動画を作成し、学校へのDVDの貸出・ワークシートの配布を行ってきました。また、在留外国人等の児童、生徒への啓発を行うため、8か国語に対応したポスター・リーフレットを作成し、HP上での公開・配布を行ってきました。

地域社会に対する取組としては、関係機関や地域のボランティア等と連携して、薬物乱用防止に関するイベントやキャンペーン等を実施してきました。

さらに、広域的な取組として東京都の広報媒体のほか、SNSや動画共有サービス、デジタルサイネージなど多様な広報媒体を活用した取組を行うなど、幅広く普及啓発に取り組んできました。

〔資料1〕ポスター・標語の募集事業の応募状況

出典：東京都保健医療局データ



<近年における状況と課題>

都内における大麻事犯の検挙人員は、平成 26 年以降増加傾向にあり、令和 4 年の検挙人員においては約 7 割を 30 歳未満が占めています。また、国の「薬物使用に関する全国住民調査（2021 年）」では、我が国における過去 1 年の違法薬物使用経験者数の推計値において、令和 3 年には大麻が最も多い約 13 万人となり、令和元年から約 4 万人増加し、20 代から 30 代までの若い世代を中心に大麻乱用が拡大しています。また、警察庁の「大麻乱用者の実態に関する調査（令和 4 年）」では、大麻取締法違反で検挙された者 911 人のうち、大麻の危険（有害）性を認識していない者の割合が全体の約 8 割を占め、他の薬物と比較して危険（有害）性の認識が著しく低いことが明らかになりました。これは、インターネット等における「大麻には有害性がない」といった誤情報の流布や諸外国における嗜好用大麻の合法化といった国際的な潮流が影響していると考えられ、若い世代への大麻乱用対策の強化が必要な状況となっています。

近年、若い世代において、薬局、ドラッグストア等で処方箋なしで購入できる市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の広がりが懸念されています。国の「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022 年）」では、10 代・20 代の若い世代の薬物依存症患者の原因薬物において市販薬の割合が高くなっており、特に 10 代患者では平成 26 年以降、市販薬の割合が平成 26 年の 0%から令和 4 年では 65.2%に急増しています。

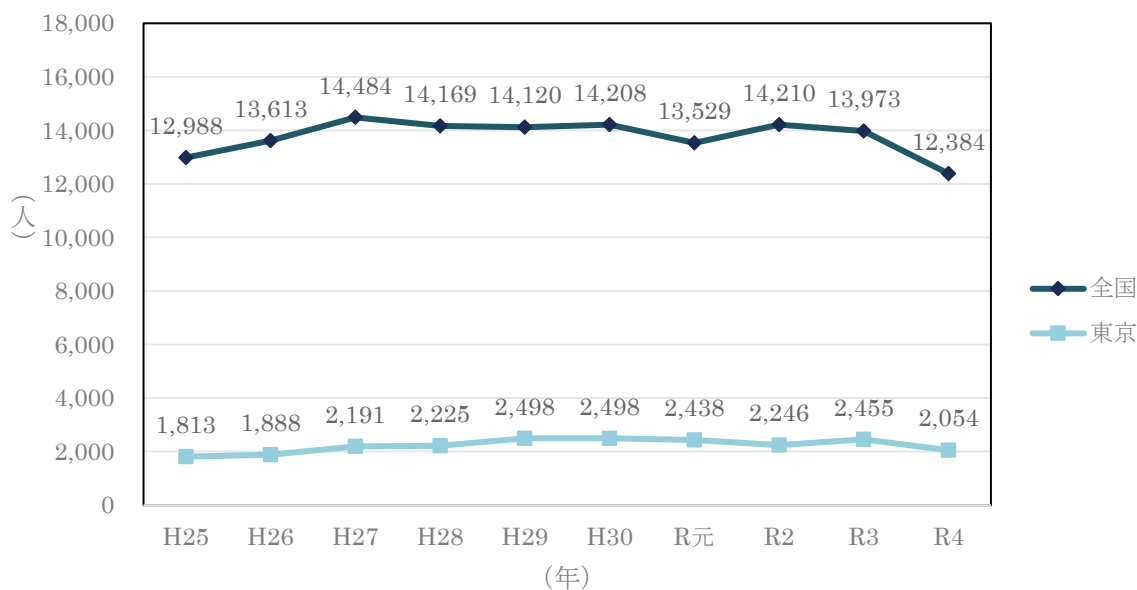
市販薬は誰でも簡単に入手することができ、違法薬物と比べて乱用に至るまでのハードルが低くなっているため、市販薬の適正使用や乱用の危険性に関して、若い世代への啓発活動を実施する必要があります。また、乱用の背景には、様々な悩みや生きづらさがあると考えられ、早めに専門相談機関に相談することの重要性を伝えるなどの取組の必要性が指摘されています。

薬物乱用を防止するためには、違法薬物等の供給を断つとともに、薬物を乱用したいと思う気持ちを持たせないことが重要です。

そのため、薬物乱用の危険性を訴えることに加え、薬物乱用の背景に様々な悩みや生きづらさがあることも踏まえながら、青少年等の心に訴えかける効果的な啓発活動を実施していく必要があります。

〔資料2〕 薬物※事犯検挙人員の推移

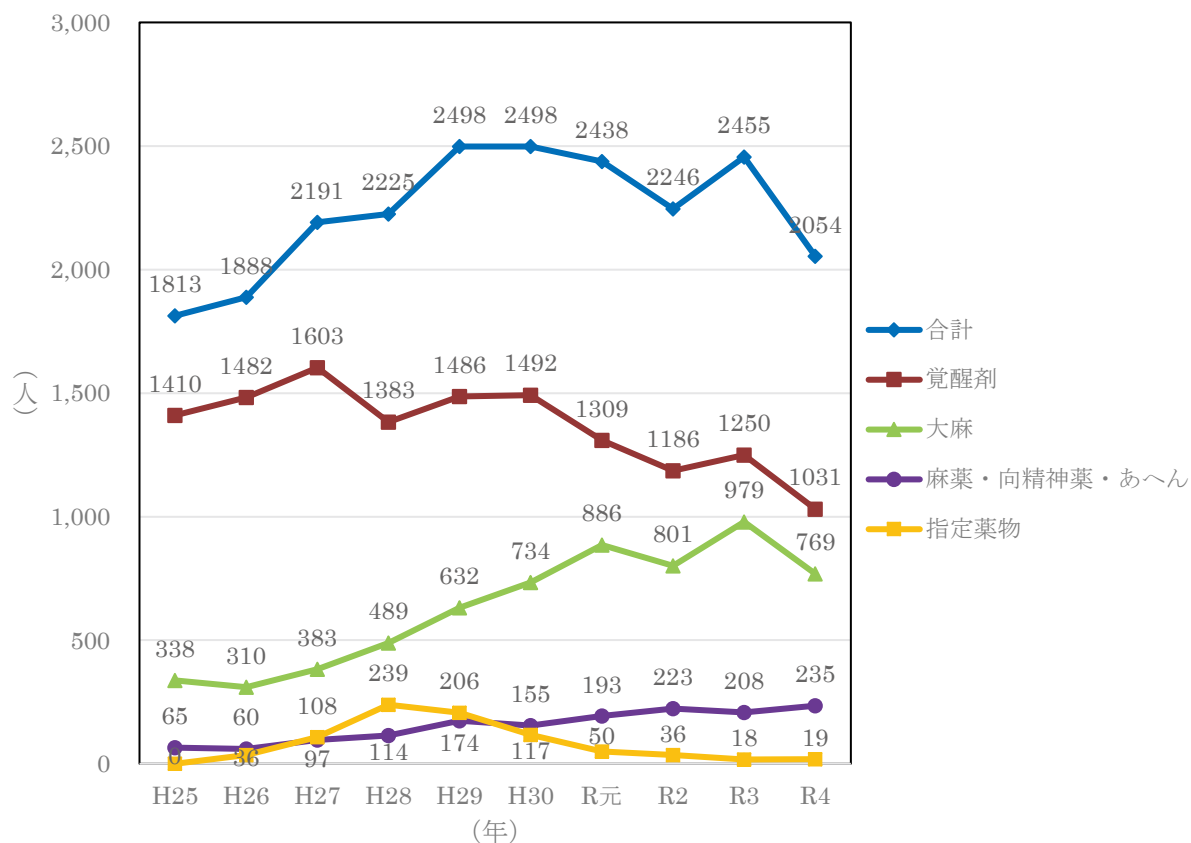
出典：警察庁及び警視庁の統計データ



※ 覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及び指定薬物（危険ドラッグ）

〔資料3〕 都内における薬物※事犯検挙人員の推移（薬物別内訳）

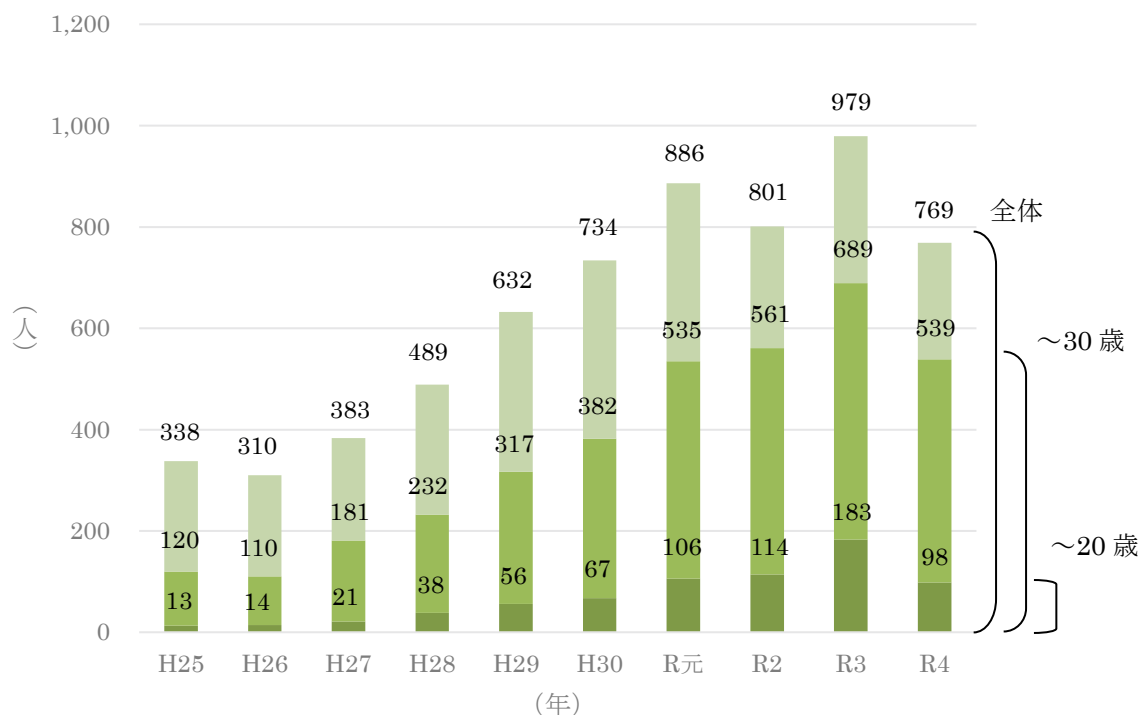
出典：警視庁の統計データ



※ 覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及び指定薬物（危険ドラッグ）

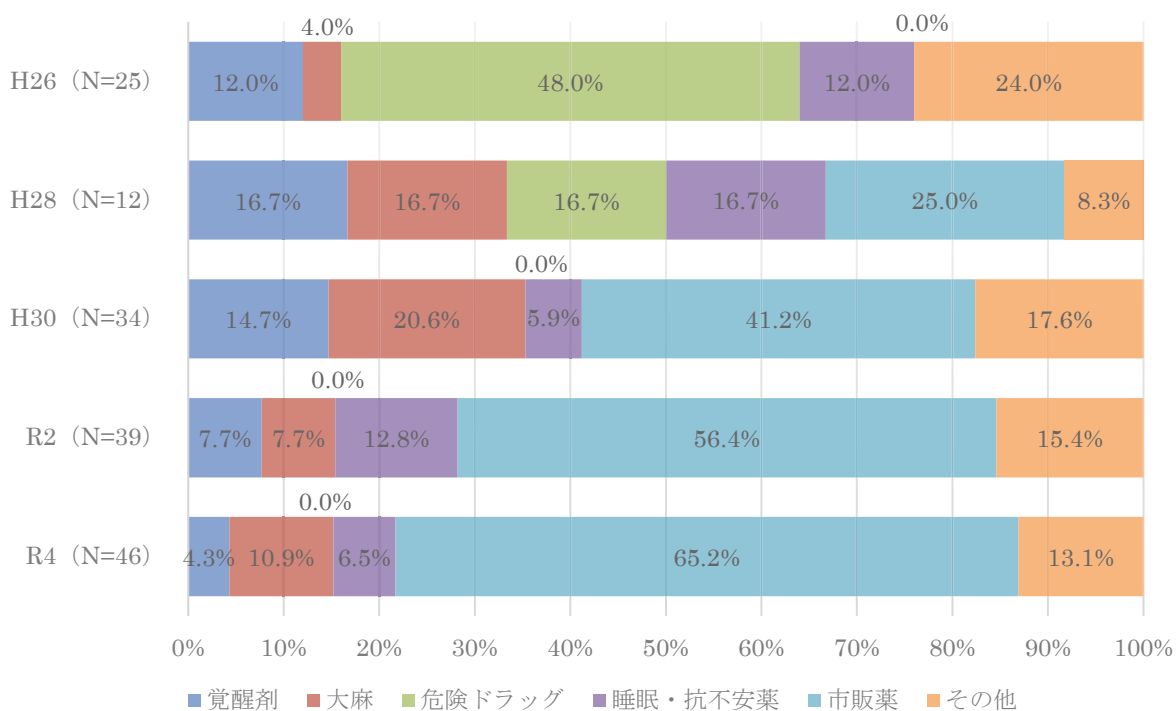
〔資料4〕 都内における大麻事犯検挙人員の年齢別推移

出典：警視庁の統計データ



〔資料5〕 全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移

出典：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022年）



2 指導・取締りの強化

薬物乱用を防止するためには、覚醒剤や大麻をはじめとする不正薬物の供給を絶ち、入手できなくすることが重要です。そのため、薬物乱用防止に取り組む関係機関は、法令に基づき、不正薬物の売買、密輸・密売、乱用者に対する取締り等を積極的に実施してきました。

<巧妙化する密輸・密売等への対応>

SNSを利用するなど巧妙化・潜在化した不正な薬物の売買や、インターネット上で個人間の売買を行うフリマアプリへの医療用麻薬や向精神薬等の出品について、サイバー監視等による取締りを実施してきました。平成31年からは、フリマサイトやSNS等の運営企業と連絡会を開催し、不正出品等の最新の動向を共有することによって、不適正な出品の防止につなげる取組を開始しています。しかし、秘匿性の高いメッセージアプリや暗号資産等の通信技術の普及により、薬物の密売の手法は一層巧妙化しており、新たな犯罪手口に対する取締りが必要な状況です。

<医薬品等の適正な取扱いの確保>

医療用麻薬や向精神薬等を取り扱う医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対しては、立入検査を計画的にかつ必要時には迅速に実施することにより、法令を遵守した医薬品の適切な取扱いの確保、不正流通の防止等を図ってきました。また、市販薬のうち、国が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」については、薬局等の販売業者に対して、販売ルールの周知を行い、適正販売を指導してきました。令和5年4月1日からは、国が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」の範囲が拡大されたため、その旨の周知を積極的に行っています。

所持や栽培等が禁止されている「けし」や「大麻」については、自生がないか都内を巡回して早期発見に努め、発見された場合は、速やかに除去しています。

<危険ドラッグ対策>

危険ドラッグについては、平成17年に「東京都薬物の濫用防止に関する条例」（以下「都条例」という。）を制定し、有害な未規制薬物を知事指定薬物として独自に規制するとともに、ビッグデータ解析等を活用した効率的・効果的な試買調査等により流通実態を把握し、試験検査を通じて未規制薬物の早期発見・規制に努めてきました。その結果、令和4年度末までに、205薬物を知事指定薬物として指定するとともに、国へ情報提供し、26薬物が麻薬、179薬物が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく指定薬物として指定され、全国的な規制につなげてきました。

しかし、幻覚剤であるLSDの類似物質が紙片状の製品から検出されるなど、依然として新たな流通実態が見受けられることや、SNS等のインターネット上の販売店舗が増加している状況などを踏まえ、国内外の状況を注視し、引き続き指導・

取締りを実施していく必要があります。

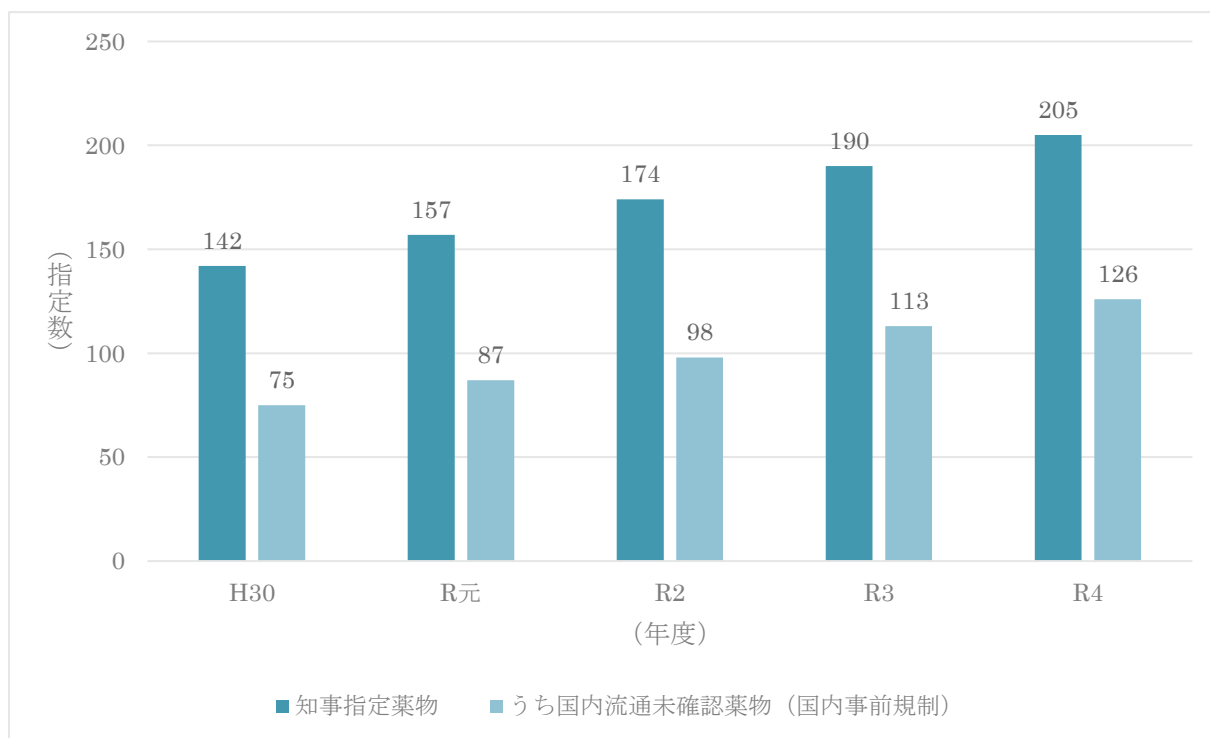
<水際対策の強化>

薬物の密輸について、これまで多様な手法を用いて捜査を行ってきましたが、近年、賃貸物件の空き部屋を宛先とする密輸の摘発が増加するなど、密輸手法が巧妙化しており、今後、国際的な人の往来が増加することが見込まれることから、引き続き水際での取締りを実施していく必要があります。

薬物の乱用は、心身をむしばみ、長期にわたる治療が必要となるほか、生活を破綻させるおそれもあり、その後の人生に大きな影響を及ぼします。また、事故や事件を誘発するなど社会の安全・安心をも脅かすものです。薬物乱用によるそれらの脅威から都民を守り、誰もが安心して生活できる社会を実現するため、引き続き、関係機関と連携し、不正薬物に対する指導・取締りを実施していきます。

〔資料6〕 都条例による知事指定薬物の指定数（年度末累計）

出典：東京都保健医療局データ



3 薬物問題を抱える人への支援

薬物乱用や依存の問題を抱えた人への支援としては、相談窓口の周知、個別相談への対応、薬物乱用による身体的・精神的障害の治療、再乱用防止プログラムの実施、引受人会・家族会の開催、相談機関職員への研修等に取り組んできました。

<再乱用防止対策の必要性>

令和4年の都内における覚醒剤事犯の再犯者率は約5割で高止まりを続けており、覚醒剤の依存性の強さがうかがえます。また、昨今増加している大麻事犯についても、近年は再犯者率が1割程度で推移しており、減少が見られません。薬物の乱用者を減らすためには、再乱用者を減らすことが不可欠であることから、薬物の再乱用防止対策に積極的に取り組む必要があります。そして、薬物に手を出してしまった人が地域社会の中で孤立することなく安定した生活を送るためには、途切れることのない“息の長い”支援を実施していくことが必要です。

<関係機関における支援の取組>

都立（総合）精神保健福祉センターでは、本人向けの薬物依存症回復プログラム等を実施し、回復に向けた支援に積極的に取り組むとともに、家族等が対応方法等を学ぶための家族教室を開催し、薬物問題を抱える本人や家族等を支援してきました。また、令和元年度からは、東京都の依存症相談拠点として位置づけられ、薬物問題で困っている本人や家族等からの相談に対応しています。関東信越厚生局麻薬取締部では、令和元年度から、薬物依存に詳しい専門の支援員（公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士など）が面談・電話でのカウンセリング、再乱用防止プログラム等を実施し、薬物乱用経験のある方やその家族を支援しています。都立松沢病院では、専門医療を提供する他の医療機関とも連携しながら、精神科外来において、薬物依存症患者の専門的治療を実施しています。

令和元年12月には、東京都における薬物再乱用防止対策をさらに推進していくため、新たに東京保護観察所が東京都薬物乱用対策推進本部の構成員となりました。東京保護観察所では、保護観察対象者に対する薬物再乱用防止プログラムや、家族等を対象とした相談会等を実施しています。

薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気です。回復には長い時間を要する場合がありますが、適切な治療・支援を受けることができれば回復することができます。

引き続き、各関係機関が連携しながら、薬物問題を抱える人への“息の長い”支援を実施していきます。

第2章 計画の基本方針

1 国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」

国は、令和5年8月に、第五次までの戦略を継承・深化するとともに、台頭する新たな脅威に対抗するための新たな施策を含めた「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（以下「第六次五か年戦略」という。）を策定しました。

第六次五か年戦略では、戦略策定上の重要項目として、

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”の強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

が掲げられ、以下の5つの目標が設定されました。

《第六次五か年戦略の5つの目標》

目標1	青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止
目標2	薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止
目標3	国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止
目標4	水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
目標5	国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

2 計画改定の基本的な考え方と計画の構成

都は、昨今の薬物問題をめぐる情勢と課題を踏まえながら、従来から薬物乱用対策の3つの柱としている、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」を継承して内容の充実を図りつつ、新たな施策を追加し、薬物乱用対策の更なる推進を図ります。また、それぞれの柱を支える9つの「プラン」を取組の方向性として定め、さらに、それぞれの「プラン」を実現するための具体的な取組として23の「アクション」を設定しています。

(1) 啓発活動の拡大と充実 <3つの柱-1>

主として、未だ薬物に関わっていない青少年等に向けた普及啓発の取組を進めていきます。薬物乱用のない社会づくりのためには、薬物乱用の危険性等に関する正しい知識を普及させ、薬物乱用を未然に防止することが重要です。

昨今、若い世代の大麻乱用の拡大が深刻な問題となっていることを踏まえ、引き続き青少年等に向けた大麻乱用防止にかかる啓発を強化していきます。

また、10代・20代を中心に市販薬の乱用が拡大していることを踏まえ、医薬品の適正使用や市販薬の乱用防止に関する啓発に取り組んでいきます。なお、市販薬乱用の背景には様々な悩みや生きづらさがあると考えられるため、従来の薬物乱用の危険性の啓発に加えて、そうした心情にも配慮しながら専門の機関に早めに相談するよう呼びかけるなど、青少年等の心に寄り添った効果的な啓発活動を実施していきます。

(2) 指導・取締りの強化 <3つの柱-2>

不正な薬物の取引や、違法薬物を所持・使用する者に対する指導・取締りに関する取組を進めていきます。不正薬物の密輸・密売や医療用麻薬等の不適正な使用を社会から根絶することを目指し、法律や都条例に抵触する行為に対して、引き続き厳正に対処していきます。

また、昨今、不正薬物の密輸・密売手法が潜在化・巧妙化していることを踏まえ、国内外の関係機関の連携強化や各種捜査手法の積極的な活用により、取締機関が後手に回ることなく対応していきます。

市販薬に関しては、国が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」について、薬局等の販売業者に対して、国が定めた販売時の数量制限等のルールの周知徹底を行い、適正販売を指導していきます。

(3) 薬物問題を抱える人への支援 <3つの柱-3>

薬物乱用者等の社会復帰に向けた回復支援の取組を進めていきます。薬物を繰り返し使用してしまう薬物依存症の方等に向けて、専門機関による治療や各種再乱用防止プログラム等の回復支援を実施し、新たに大麻に特化した再乱用防止プログラムも行っていきます。さらに、保護観察が終了した当事者やその家族に対

しても支援を継続するなど、“息の長い”支援を実施していきます。

また、関係機関の連携のもと、薬物問題を抱える人が相談しやすい環境を整備し、各機関の相談窓口で様々な相談を受ける中で、薬物問題と関連があることがわかる場合には、速やかに専門相談機関や医療機関等につなげられるよう連携体制の充実を図っていきます。

《国の戦略目標と本計画における取組の方向性との対比》

国の戦略目標（第六次五か年戦略）		本計画における取組の方向性
目標 1	青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	< 3つの柱－1 > 啓発活動の拡大と充実
目標 2	薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	< 3つの柱－3 > 薬物問題を抱える人への支援
目標 3	国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	< 3つの柱－2 > 指導・取締りの強化
目標 4	水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	
目標 5	国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	

3 計画期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から5年間を計画期間とします。

東京都薬物乱用対策推進計画

薬物乱用のない社会づくり

啓発活動の拡大と充実

プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

プラン3 普及啓発のための基盤づくりと取組への支援

指導・取締りの強化

プラン4 不正薬物等の取締りの強化

プラン5 薬物乱用実態の的確な把握と規制の迅速化

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

薬物問題を抱える人への支援

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

プラン8 薬物依存症からの回復支援

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

(令和5年度改定) 体系図

《23のアクション》

《97の取組》

- [1] 青少年の薬物乱用防止意識の向上に向けた取組の推進
- [2] 青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進
- [3] 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進
- [4] 青少年を有害情報から守る取組の強化

16の取組

- [5] 多様な媒体を用いた広域的な広報啓発活動の展開
- [6] 薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組の推進

9の取組

- [7] 普及啓発を担う人材育成の推進
- [8] 啓発用資材の充実・提供
- [9] 地域における主体的な啓発活動の支援

14の取組

- [10] 巧妙化する密輸・密売手法に対する取締りの強化
- [11] 多様な捜査手法の効果的な活用
- [12] 巧妙化・潜在化する薬物取引の取締り及び監視指導の強化

14の取組

- [13] 違法薬物や規制が必要な薬物の流通実態・乱用実態の把握
- [14] 未規制薬物等の迅速な分析・広域的な規制

7の取組

- [15] 麻薬・向精神薬等の取扱医療機関等への立入検査等の実施
- [16] 偽造・変造処方箋対策の強化
- [17] 「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱薬局等への販売ルールの周知・指導の実施

6の取組

- [18] 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進
- [19] 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供
- [20] 相談・支援業務に従事する人材の育成

13の取組

- [21] 薬物依存症等に関する専門医療等の提供
- [22] 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

11の取組

- [23] 再乱用防止に向けた“息の長い”支援等の充実

7の取組

第3章 具体的な取組の展開

1 啓発活動の拡大と充実

計 画 内 容

- プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化
- プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成
- プラン3 普及啓発のための基盤づくりと取組への支援

プラン1

青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

薬物の誘惑から青少年を守るためには、青少年自らが、薬物乱用の様々な影響を正しく理解し、絶対に薬物を乱用しないという強い意志を持つことが大切です。

そのため、適切な薬物乱用防止教育により、大麻等の違法薬物の正しい知識を付与するとともに、医薬品の適正使用について学ぶ機会を増やすことで、市販薬を含めた薬物乱用防止について自ら考え、意識を高めるための取組を実施していきます。

また、学校以外の青少年が多く集まる場所を活用した普及啓発等により、学校に通っていない青少年に対する啓発活動も併せて行っていきます。

SNSや動画共有サービスの普及に伴い、多くの青少年がこうした媒体を通じて情報を収集・閲覧しており、一般の利用者でも容易に情報発信や拡散が可能となったため、インターネット上の情報には、有益なものばかりでなく、誤った情報や薬物乱用を助長する有害な情報も数多く見受けられます。

そのため、青少年だけでなく、その保護者や地域住民等に対しても普及啓発を推進するとともに、インターネットの適切な利用を促すための必要な情報を周知することで、青少年を有害情報から守る環境づくりを進めていきます。

取組内容

アクション1 青少年の薬物乱用防止意識の向上に向けた取組の推進

アクション2 青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進

アクション3 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進

アクション4 青少年を有害情報から守る取組の強化

アクション 1 青少年の薬物乱用防止意識の向上に向けた取組の推進

- 公立の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対して、学習指導要領に基づき、薬物乱用防止に関する指導を実施します。【教育庁】
- 私立学校において、薬物乱用防止教育が適切に実施されるよう、講習会等の情報や資料を提供します。
また、私学団体にも協力を呼びかけ、適切な指導への理解を求めます。【生活文化スポーツ局】
- 各学校の協力の下、薬物乱用防止教室を実施し、その実施状況を継続的に把握するとともに、各学校に情報提供等を行うことにより、薬物乱用対策の充実を図ります。【教育庁】
- 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。【警視庁、保健医療局、教育庁】
- 大学、短期大学、専門学校に対し、学生へのきめ細かな啓発・指導の実施を促し、入学ガイダンス等での薬物乱用に関する知識の普及や啓発用資材の提供・貸出、薬物専門講師の派遣等により、大学等における薬物乱用防止に向けた取組を充実させます。【警視庁、保健医療局】
- 中学生自らが薬物問題について考え、問題意識を高めるため、「薬物乱用防止ポスター・標語」を募集します。
また、優秀作品を啓発用のポスターやリーフレット、作品展やイベントでの展示等に活用して、広く薬物乱用防止を訴えます。【保健医療局、教育庁】
- 高校生自らが薬物乱用を身近な問題として捉え、薬物の誘惑を排除できる能力を身に付けるため、薬物乱用防止に関する校外学習や医師・薬剤師等の専門家による講義等から学んだ内容について、生徒同士で議論・検討し、薬物乱用防止について広く同世代に発信する「薬物乱用防止高校生会議」を開催します。【保健医療局、教育庁】

- 薬物乱用防止に関する普及啓発事業等に参加し、熱心に取り組んだ学校を「薬物乱用防止活動率先校」として表彰し、継続した取組を促すとともに、その実績を模範として紹介することで、薬物乱用防止活動の充実を図ります。

【保健医療局】

- 大学生自らが薬物乱用問題について考え、同世代に訴えかけるため、薬物乱用防止メッセージを募集し、大学構内に設置されている無料コピー機の用紙裏面に啓発メッセージを掲載する取組を行います。

【保健医療局】

- 学校に通っていない青少年が多く集まる場所において、啓発活動を展開します。また、学校に通っていない青少年の薬物乱用の実態把握に努め、効果的な啓発活動につなげていきます。

【警視庁、保健医療局】

都内中学生等から募集した薬物乱用防止ポスター・標語
(東京都保健医療局)



過去の最優秀賞作品 (ポスター)



作品展 (都庁アートワーク)



作品展 (薬用植物園)

薬物乱用防止高校生会議
(東京都保健医療局、教育庁)



東京税関羽田税関支署の施設見学



薬物捜査を担当する警察官による講義



成果発表(薬物密輸を題材にした演劇)



高校生によるリーフレットの作成



アクション2 青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進

- 青少年を中心に市販薬の乱用の広がりが懸念される状況を踏まえ、子供のうちから医薬品の効果、副作用、正しい使用方法等を学べるよう、啓発資材の提供や関係機関と連携した普及啓発に取り組んでいきます。【保健医療局】

アクション3 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進

- PTAリーダー研修会等の機会に、啓発用資材を配布するとともに、東京都公立幼小中高PTA連絡協議会の協力を得て、保護者層への啓発活動を推進します。【教育庁】

- 薬物乱用を許さない環境づくりのため、家庭や地域等において青少年に対する普及啓発を担う保護者や地域住民等に対し、薬物乱用防止に関する講座やセーフティ教室、イベント等への一層の参加を呼びかけます。
また、年度ごとに重点テーマを定め、参加者へのアンケート調査等を行い、啓発効果の検証に努めます。 【保健医療局、教育庁】

アクション4 青少年を有害情報から守る取組の強化

- 学校での薬物乱用防止教室、保護者会、地域の集まりなど様々な機会を捉え、有害情報に対するフィルタリング（有害サイトへのアクセスを制限する機能）の啓発に努め、利用を促進します。
また、インターネット事業者等に対して、フィルタリングの告知・勧奨を働きかけるなど、関係機関が連携を密にし、スマートフォンの普及等による通信環境の変化に対応していきます。
【関東信越厚生局、警視庁、生活文化スポーツ局
保健医療局、産業労働局、教育庁】
- 保護者に対して、「ファミリーeルール講座※」の開催等を通じて、各家庭でのインターネット利用に関するルールづくりを支援します。
また、フィルタリング利用の普及に向けた取組を実施します。 【生活文化スポーツ局】
- 青少年の薬物乱用を助長するなど著しく犯罪を誘発する図書類を「不健全図書類」として指定し、青少年への販売等を制限します。 【生活文化スポーツ局】

※ ファミリーeルール講座

子供たちがSNS等で被害に遭わないための知識を身に付けるための講座を無料で実施しています。最近、問題となっている、だまされたり脅されたりして裸の写真を送ってしまう「自撮り被害」など様々な被害の実態やその防止策等の最新情報のほか、ネットトラブルを回避するスマホ等の適正な利用について基礎知識を身に付けるための「基礎講座」と、ニーズに応じて選ぶことができる「選択講座」があります。

プラン2

地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

薬物乱用のない社会を実現するためには、一人ひとりの薬物乱用防止意識の向上とともに、地域社会全体で薬物乱用を拒絶する意識を醸成することが必要です。

区市町村や近隣自治体を含めた啓発活動を通じ、薬物乱用の危険性等を訴えかけることにより、薬物乱用を根絶する意識を社会全体で広く共有する取組を進めていきます。また、デジタル媒体を含めた広報媒体の多様化を踏まえ、青少年が目にする機会が多い広報媒体を積極的に活用し、広域的な啓発活動を展開していきます。

また、効果的な啓発活動を実施するためには、薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組が必要です。

昨今の大麻乱用拡大の背景には、青少年等を中心に大麻に対する危険性の認識が低下していることがあげられます。そのため、大麻乱用の危険性に関する啓発活動を一層推進するとともに、薬物問題にかかわってきた方の体験談など、より心に届きやすい内容で啓発活動を実施していきます。

市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の背景には、青少年等の様々な悩みや生きづらさがあると考えられています。そのため、市販薬乱用の危険性を訴えるとともに、薬物を使用する前に専門の相談機関に早めに相談するよう呼びかけるなど、青少年等の心情を考慮した取組を実施していきます。

取組内容

アクション5 多様な媒体を用いた広域的な広報啓発活動の展開

アクション6 薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組の推進

アクション5 多様な媒体を用いた広域的な広報啓発活動の展開

- 区市町村や地域団体等と協働し、薬物乱用防止に向けた各種運動、キャンペーン等を実施します。

【東京出入国在留管理局、東京税関、関東信越厚生局、警視庁
東京都立病院機構、生活文化スポーツ局、保健医療局、教育庁】

- 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が協働・連携し、ポスター、パンフレットを作成・配布するなど、広域的に青少年の健全育成活動に取り組みます。【生活文化スポーツ局】

- イベント情報を関係機関で共有し、他機関のイベントの機会を活用した情報提供を行う等、相互に協力して啓発機会の拡大を図ります。

【東京保護観察所、東京税関、関東信越厚生局、警視庁
生活文化スポーツ局、保健医療局、教育庁】

- テレビ、ポスター、インターネット、大型ビジョン、デジタルサイネージ等の多様な広報媒体による啓発活動を実施します。特に、青少年が目にする機会の多い広報媒体を積極的に活用して、効果的な啓発活動を展開します。

また、関係機関が連携し、広報紙による情報提供、ホームページやSNSによる薬物乱用防止の呼びかけ、啓発イベントのPRなど、多面的な広報活動を実施します。

【東京保護観察所、東京出入国在留管理局、東京税関
関東信越厚生局、警視庁、東京都立病院機構
生活文化スポーツ局、政策企画局、福祉局
保健医療局、産業労働局、教育庁】

- 危険ドラッグに関する啓発用ウェブサイトを運営し、危険性や有害性等について、写真や図解、動画等も用いて分かりやすく情報発信します。【保健医療局】

- インターネット上で薬物に関連する語句を検索すると、連動して薬物乱用防止広告が表示されるキーワード連動広告を活用することで、都の啓発用ウェブサイトに誘導し、購入や使用を思いとどまらせる啓発を実施します。【保健医療局】

- 民間企業や各種団体等に対して、薬物乱用防止に関する講義を実施します。

【警視庁】

「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集い
(東京都保健医療局、警視庁)



警視庁音楽隊による演奏



薬物乱用防止企画展示

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 都民大会
(東京都保健医療局、警視庁)



表彰式 (ポスター・標語入賞者)



精神科医による講演

各種媒体を用いた啓発活動



民間企業に対する薬物乱用防止講義
(警視庁)



庁舎内デジタルサイネージ
(東京出入国在留管理局)

アクション6 薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組の推進

- インターネットやSNS等を通じた不正確な情報の拡散が一因となり、大麻の乱用が広がっている状況を踏まえ、ポスター・リーフレットの配布に加え、ウェブサイトによる情報発信、SNS広告、動画放映等により、正しい知識の普及を図ります。
【警視庁、保健医療局】
- 青少年を中心に市販薬の乱用の広がりが懸念される状況を踏まえ、青少年やその保護者世代などを含め、広く都民に対して、医薬品の適正使用・市販薬乱用防止に関する普及啓発を実施します。また、乱用の背景には当事者の様々な悩みや生きづらさがあると指摘されていることも踏まえ、元薬物依存症者や薬物依存症者の支援を行う精神保健福祉士等の実体験をベースにした啓発用資材の作成等、市販薬を乱用する青少年の心情を考慮した取組を実施します。
【福祉局、保健医療局】

各種啓発活動の取組



専門家と高校生を交えた、若い世代の大麻・市販薬乱用防止等に関するトークセッション
(東京都保健医療局)



動画共有サービスを利用した大麻乱用防止啓発広告
(東京都保健医療局)



大麻等の正しい知識を身につけるための授業用ワークシート
(東京都保健医療局)

プラン3

普及啓発のための基盤づくりと取組への支援

薬物乱用防止の普及啓発を効果的に行うためには、普及啓発を行う人材を確保・育成するとともに、分かりやすい啓発用資材を充実させる必要があります。また、それぞれの普及啓発活動が、主体的かつ持続的に行われることが重要です。

そのため、学校や地域団体等における普及啓発が活発に行われるよう、研修会の実施・啓発資材の作成・配布等により、積極的な支援を実施していきます。

特に、これまで大麻等の違法薬物に関する内容が中心であった研修会や啓発資材について、新たに医薬品の適正使用・市販薬乱用防止に関する内容を追加し、地域における活動を支援していきます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の緩和等に伴い、今後、国際的な人の往来増加が見込まれることから、大麻を原材料とする食品等の持ち帰りや、海外で大麻に手を出すことの危険性等について注意喚起を行っていきます。

取 組 内 容

アクション7 普及啓発を担う人材育成の推進

アクション8 啓発用資材の充実・提供

アクション9 地域における主体的な啓発活動の支援

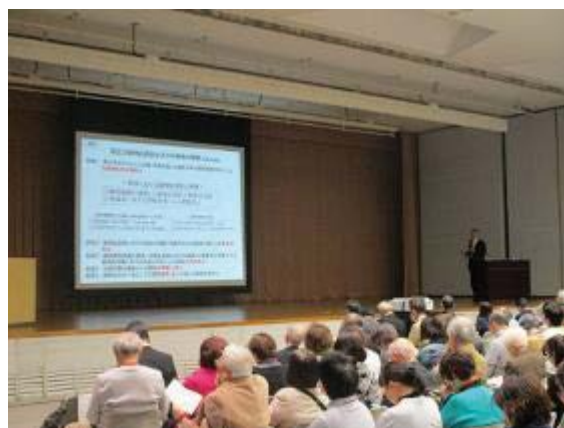
アクション7 普及啓発を担う人材育成の推進

- 地域において普及啓発を担う薬物乱用防止指導員に対し、大麻等の違法薬物の状況に加え、医薬品の適正使用・市販薬乱用防止など薬物問題に関する最新知識の付与や、意識向上のための研修を実施します。【保健医療局】
- 学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会において講師を務める方などを対象に研修会を開催します。研修会では、大麻等の違法薬物の状況、医薬品の適正使用、市販薬乱用防止に関する内容も取り上げます。
また、一定の活動をしている講師の実績証明や情報提供により、専門的な内容の講習を必要とする学校や地域等が、実績のある講師を活用しやすい環境を整備します。【保健医療局】
- 学校教職員（管理職、生活指導主任、保健主任等）や保健所職員のほか、関係機関の職員に対し、薬物乱用防止に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報の共有を図ります。【福祉局、保健医療局、教育庁】
- 薬物乱用防止に関する普及啓発を担う将来の人材を育成するため、薬学生や医学生、教職課程を専攻する学生等に対し、入学ガイダンス等で薬物問題や乱用防止対策に関する知識を付与します。【保健医療局】

研修会の実施 (東京都保健医療局)



薬物乱用防止指導員向け研修会



薬物専門講師向け研修会

アクション8 啓発用資材の充実・提供

- 学校や地域団体等に対し、薬物乱用防止に係るリーフレット、DVD、ビデオ、パネル等の各種啓発用資材の貸出・配布を行うとともに、貸出・配布先の意見や要望、薬物乱用状況の変化等を踏まえて、内容の充実を図ります。

【警視庁、保健医療局】

- 在留外国人や帰国子女などで、日本語が十分に習得できていない方にも対応した青少年向けの動画、リーフレット等の啓発用資材を作成し、薬物乱用の危険性・有害性の理解促進を図ります。

【東京税関、関東信越厚生局、警視庁、東京都立病院機構
生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、教育庁】

- 関係機関において青少年等を対象に、大麻や危険ドラッグをはじめとした薬物乱用の危険性・有害性に関する正確な知識を普及啓発するための動画、ポスター、リーフレット等を作成するとともに、情報を共有し効果的な周知を図ります。

【東京税関、関東信越厚生局、警視庁、東京都立病院機構
生活文化スポーツ局、保健医療局、産業労働局、教育庁】

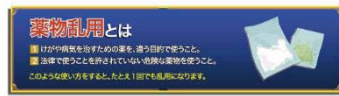
- 一部の国において医療目的以外の大麻使用が合法化されている現状を踏まえ、海外旅行者等に向けて、大麻を原材料とする食品等の持ち帰りや、海外での薬物の所持、密輸を行う「運び屋」への勧誘、海外で大麻に手を出すことの危険性等について、リーフレット等により注意を喚起します。

【保健医療局】

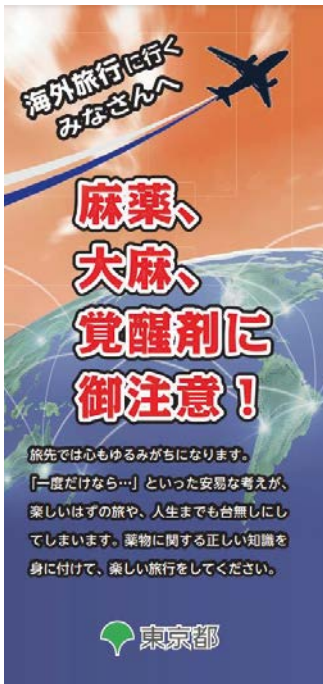
- 青少年を中心に市販薬の乱用の広がりが懸念される状況を踏まえ、大型ビジョン・デジタルサイネージや SNS 等で活用できる啓発用資材を作成し、青少年の目に留まりやすい普及啓発を実施します。

【保健医療局】

各種啓発用資材
(東京都保健医療局)



多言語対応リーフレット



海外旅行者向け
リーフレット



中学生から募集したポスター・
標語の最優秀作品を活用した
小・中学生向けリーフレット



啓発動画を収録した
DVD

アクション9 地域における主体的な啓発活動の支援

- 地域における薬物乱用防止の取組をより活発化させるため、先駆的な取組や、工夫を凝らした取組などを紹介する事例発表会を開催します。 【保健医療局】
- 東京都薬物乱用防止推進協議会や、薬物乱用防止に積極的に取り組む地域団体等に対し、薬物乱用防止対策に関する情報の提供や講習会等の共催・後援などを行うことにより、地域における活動を支援します。 【保健医療局】
- 地域団体、学校薬剤師、行政機関等、薬物乱用対策に取り組む関係者の連絡会等を開催して情報共有を図り、各地域・関係機関の取組がより効果的なものとなるよう支援します。 【保健医療局】
- 青少年の健全育成に向け、PTAや地域自治会に対し、薬物乱用防止に関する最新情報の提供や啓発方法の講習等を実施し、地域における見守り意識の醸成やパトロールの実施につなげて、啓発意識の向上に努めます。 【警視庁、保健医療局、教育庁】
- 薬物専門講師の派遣について、講習内容や申込先等の一覧をホームページ等に掲載し、学校や地域住民等が依頼しやすい環境を整備します。 【警視庁、保健医療局、教育庁】



地域のお祭り等での啓発活動（東京都薬物乱用防止推進協議会）

2 指導・取締りの強化

計 画 内 容

プラン4 不正薬物等の取締りの強化

プラン5 薬物乱用実態の的確な把握と規制の迅速化

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

プラン4

不正薬物等の取締りの強化

都内で乱用される薬物は海外から密輸されたものも多く、また、近年、賃貸物件の空き部屋を宛先とするなど、密輸手法が巧妙化しています。また、東京税関での航空貨物、国際郵便物の不正薬物の摘発件数が急増しています。そのため、関係機関相互の連携強化により、密輸情報の収集や各種捜査手法の積極的な活用を行っていきます。

また、秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の通信技術の普及により、通信記録や資金の流れ等が秘匿化されるなど、サイバー空間を悪用した薬物の密輸、密売が巧妙化しています。そのため、サイバー捜査に特化した部門等を中心に、各関係機関が連携しながら、取締りを強化していきます。

このほかフリマサイトやSNS等の運営企業と連携し、医療用医薬品等の不正出品の防止を図るとともに、出品が確認された場合は、迅速に排除していきます。

取組内容

アクション10 巧妙化する密輸・密売手法に対する取締りの強化

アクション11 多様な捜査手法の効果的な活用

アクション12 巧妙化・潜在化する薬物取引の取締り及び監視指導の強化

アクション10 巧妙化する密輸・密売手法に対する取締りの強化

- 関係機関が連携し、新たな薬物密売ルートが発見や密売拠点の把握に努め、捜査力を集中して検挙率の向上に取り組みます。また、巧妙化する密輸手法に対応するため、関係機関相互の連携強化により、密輸情報の収集に取り組みます。

【東京税関、関東信越厚生局、警視庁】

- 薬物乱用防止対策に関する国際会議等へ積極的に参加し、国内外の関係機関との情報交換を推進します。

【東京地方検察庁、東京税関、関東信越厚生局】

- 関係機関による対策協議会等を開催し、意見交換を通じて連携強化を推進し、密輸出入の取締りを強化します。

【東京地方検察庁、東京出入国在留管理局、東京税関
関東信越厚生局、警視庁、保健医療局】

- 薬物を不法に所持・使用している外国人に係る情報提供を受けた場合は、警視庁等関係機関に通報するなど、捜査に協力します。

また、出入国管理及び難民認定法に違反する外国人の摘発において、薬物の所持等を認知した場合には、警視庁等関係機関が連携を密にした的確に対処します。

【東京出入国在留管理局、警視庁】

- 覚醒剤や大麻、シンナー、医薬品医療機器等法の指定薬物等を乱用する少年の早期発見、補導、検挙を実施します。

【警視庁】

- 関係機関が連携し、薬事監視員、麻薬取締官・麻薬取締員、警察官による合同立入等を実施します。

また、捜査関係機関が合同捜査を実施するなど、不正薬物事犯に対して、積極的な司法対応を実施します。

【関東信越厚生局、警視庁、保健医療局】

- 自生している「けし」や「大麻」について、不正な所持や栽培等がされないよう広く通報等の協力を呼びかけ、早期発見、除去を図ります。

【関東信越厚生局、警視庁、保健医療局】

- インターネット等で不正流通する医療用麻薬や向精神薬等に対する取締り等を徹底します。

【関東信越厚生局、警視庁、保健医療局】

- フリマサイト等における消費者間取引が活発化するにつれて、フリマサイト等での医療用麻薬や向精神薬等の不正出品が見られるようになりました。そのため、フリマサイトやSNS等の運営企業と連絡会を開催し、医療用麻薬や向精神薬等の不正出品等の最新の動向を情報交換・共有することによって、不適正な出品の防止につなげます。また、都のサイトパトロールで発見・措置した品目等の情報を、インターネット関連協力企業に提供し、不正流通品の迅速な排除につなげます。

【保健医療局】

不正薬物の密輸に対する摘発事例 (東京税関)



装飾タイルに染み込ませた覚醒剤の摘発



ソーラーパネルに隠匿した覚醒剤の摘発



蜂蜜容器に隠匿した大麻リキッドの摘発

自生する「けし」の除去 (東京都保健医療局)



自生する「けし」



除去された「けし」



薬学生等向けケシ特別講座
(東京都薬用植物園)

アクション11 多様な捜査手法の効果的な活用

- 薬物犯罪の捜査において、巧妙化する密輸・密売手法に対応するため、コントロールド・デリバリー※、通信傍受等の捜査手法を積極的に活用し、徹底検挙することにより、薬物供給の根絶を図ります。

【東京税関、関東信越厚生局、警視庁】

※ コントロールド・デリバリー

薬物犯罪の捜査において、違法行為が発覚してもすぐには検挙せず、監視を継続して、犯罪の全体像を明らかにした段階で検挙する捜査手法のこと。

アクション12 巧妙化・潜在化する薬物取引の取締り及び監視指導の強化

- サイバー空間を悪用した薬物の密輸、密売の巧妙化に対応するため、サイバー捜査に特化した部門等を中心に、薬物事犯の取締りを強化し、薬物の供給を遮断します。

【関東信越厚生局、警視庁】

- インターネット等で危険ドラッグの販売を行う者に対して、危険ドラッグの取去や試買調査を積極的に実施し、違反品の販売中止・回収等を指示するなど、取締りを強化します。

【関東信越厚生局、保健医療局】

- インターネット販売、デリバリー販売など、新たな手法で販売される危険ドラッグに対する監視指導を強化します。

また、インターネット上に氾濫する危険ドラッグ店舗や製品等に関する情報を統計的に分析・評価するとともに、他自治体及び関係機関との情報共有を図り、効率的な監視指導を実施します。

【関東信越厚生局、警視庁、保健医療局】

- 他自治体及び関係機関と危険ドラッグに対する監視体制・手法等に関する意見交換を行い、連携強化・広域的対応を図ります。

【関東信越厚生局、警視庁、保健医療局】

プラン5

薬物乱用実態の的確な把握と規制の迅速化

都では、危険ドラッグを試買して成分検査を実施し、医薬品医療機器等法等に違反する物品について、販売中止や回収を指示するなどの措置を講じてきました。しかし、麻薬等の化学構造の一部を変えて、次々と新しい化学構造の危険ドラッグが出現しています。

危険ドラッグ等の不正薬物を排除していくには、規制が必要な新たな薬物の流通実態や使用実態を迅速かつ的確に把握し、速やかに規制につなげていくことが重要です。

そのため、ビッグデータ解析を活用し、効率的・効果的な試買調査を実施していきます。また、高度な検査・分析により迅速に化学構造を特定して、有害な未規制薬物を早期に発見し、広域的な速やかな規制につなげていきます。

取組内容

アクション13 違法薬物や規制が必要な薬物の流通実態・乱用実態の把握

アクション14 未規制薬物等の迅速な分析・広域的な規制

アクション13 違法薬物や規制が必要な薬物の流通実態・乱用実態の把握

- 国内外における薬物の流通実態を把握するため、外部調査機関等を活用して調査を実施します。【保健医療局】
- 違法薬物や規制が必要な薬物の早期発見のため、インターネットサイトや店舗等を対象として、流通する製品を試買し、成分検査を実施します。【保健医療局】
- 医療機関等と連携し、新たな乱用薬物の使用実態の把握に努めます。【東京都立病院機構、保健医療局】

アクション14 未規制薬物等の迅速な分析・広域的な規制

- 危険ドラッグを含む未規制薬物について、化学構造、生体影響、国内外での流通状況や文献情報等により、人体に対する危険性を専門家を交えて評価し、迅速に都条例に基づく知事指定薬物に指定して規制します。【保健医療局】
- 都が有する分析・試験検査技術で得られた知見を、条例で知事指定薬物を規定している他の自治体に提供し、広域的な規制につなげていきます。【保健医療局】
- 都が有する知事指定薬物に関するデータを国に提供し、医薬品医療機器等法による全国的規制、包括規制の更なる拡充及び未規制薬物や医薬品医療機器等法指定薬物の麻薬指定につなげていきます。【保健医療局】
- 危険ドラッグを迅速に分析・特定するための試験法、生体影響を評価するための試験法等の研究・開発を推進します。【保健医療局】

健康安全研究センターによる成分分析（東京都保健医療局）



単結晶 X 線構造解析装置
(SC-XRD)



核磁気共鳴装置
(NMR)



高分解能精密質量分析装置
(LC-HRMS)

プラン6

医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

医療用麻薬や向精神薬などの医薬品、シンナーやトルエンなどの有機溶剤等は、本来の使用目的に沿って適正に使用すれば有用なものですが、使用目的や使用方法を逸脱して乱用されることがあるため、積極的な監視指導により、適正な流通・使用を確保していきます。

また、処方箋を偽造・変造する事例が散見されており、未然防止及び再発防止に向けた対策を実施していきます。

薬局等で処方箋なしで購入できる市販薬であっても、国が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」については、薬局等の販売業者に対して、販売ルールの周知、適正販売の指導を実施していきます。

取組内容

アクション15 麻薬・向精神薬等の取扱医療機関等への立入検査等の実施

アクション16 偽造・変造処方箋対策の強化

アクション17 「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱薬局等への
販売ルールの周知・指導の実施

アクション15 麻薬・向精神薬等の取扱医療機関等への立入検査等の実施

- 麻薬や向精神薬を取り扱う病院・診療所、薬局、販売業者、研究者等に対して、麻薬に関する制度変更等を踏まえた講習会等を実施し、法令遵守・適正な取扱いを引き続き確保します。【保健医療局】
- 医療用麻薬を取り扱う施設等に対して、計画的な立入検査を行うとともに、麻薬や向精神薬の管理が不十分な施設等については、重点監視指導を行い、改善の徹底を図ります。
また、麻薬や向精神薬等の取扱量が多い医療機関等に対し、関係機関による合同立入検査を実施し、保管・管理の徹底など、盗難や所在不明を防止するための措置について指導を強化します。【関東信越厚生局、保健医療局】
- 有機溶剤の販売業者等に対して、一斉監視指導等による集中監視を実施し、シンナーやトルエンの譲渡記録の徹底など、適正管理を指導します。【保健医療局】

アクション16 偽造・変造処方箋対策の強化

- 向精神薬等を不正に入手する目的で処方箋を偽造・変造する事例が散見されることから、医療機関や薬局と連携して、処方箋の偽造・変造対策を推進し、医薬品の不正入手の防止を図ります。【保健医療局】
- 薬局に偽造・変造処方箋が持ち込まれることがないよう、店頭に掲示する持込防止の警告資材を作成するなど、未然防止に向けた環境整備を進めるとともに、薬局に配布する手引等に偽造処方箋に関する記述を行い、薬局の管理者及び従事者に対する注意喚起を徹底します。【保健医療局】

アクション17 「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱薬局等への販売ルールの周知・指導の実施

- 処方箋なしで購入できる市販薬であっても、一部の成分には依存形成するものがあり、さらに、大量に服用すると身体への悪影響が強く出ることがあることから、国が指定する「濫用等のおそれのある医薬品^{*}」については、法令により販売個数の制限等が必要なため、薬局等の販売業者に対して販売ルールの周知徹底を行い、特別区や保健所設置市とも連携して適正販売を指導します。【保健医療局】

※ 濫用等のおそれのある医薬品

国が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」については、法令等により、薬局等の販売業者は、販売時に、販売個数の制限、多量購入の際の購入理由の確認、若年者の場合の年齢の確認などが必要です。

3 薬物問題を抱える人への支援

計 画 内 容

- プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実
- プラン8 薬物依存症からの回復支援
- プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

プラン7

薬物問題に関する相談・支援体制の充実

薬物を乱用していた人やその家族は、深い悩みや不安を抱えることも多く、また、周囲に相談できる相手がいないことや、相談先が分からないということも本人・家族の苦痛や不安を長引かせ、問題の解決につながらない要因となっています。

また、薬物依存症は、本人の身体的・精神的健康の問題のみならず、事故や犯罪の誘発等の社会的問題、家族の心身の健康を害するなどの問題、薬物を入手するための借金などの経済的問題といった、様々な問題を生み出すため、乱用に気づいた時点でいち早く専門家に相談することが問題解決の第一歩となります。

そのため、受け皿となる相談・支援体制の充実強化を図るとともに、相談しやすい環境を整備していきます。また、各関係機関の相談窓口で様々な相談を受ける中で、薬物問題との関連があることがうかがわれる場合は、速やかに専門相談機関や医療機関等につなげられるように連携体制を充実させていきます。

取組内容

アクション18 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進

アクション19 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供

アクション20 相談・支援業務に従事する人材の育成

アクション18 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進

- 保健所、関東信越厚生局、警視庁等の相談窓口や、薬物乱用に関する相談チャットボットを設置し、大麻等の違法薬物に加え市販薬も含めた薬物問題に悩む本人や家族等からの相談に対して、電話や面談等による対応を行うとともに、都立（総合）精神保健福祉センターを薬物依存症に関する相談拠点として明確に位置付け、相談支援体制を確保します。

【関東信越厚生局、警視庁、福祉局、保健医療局】

- 区市町村等の地域の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や麻薬取締部、警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関が連携することにより、薬物依存症者等の状況に応じた回復支援を行います。

【関東信越厚生局、警視庁、東京都立病院機構、福祉局】

- 捜査機関に寄せられる情報や相談事案について、事件性の有無に留意しながら迅速・的確に対応し、乱用者による二次犯罪等の防止に努めます。

【関東信越厚生局、警視庁】

- 薬物乱用の背景には、当事者の様々な悩みや生きづらさがあるとの指摘があることを踏まえ、各関係機関の相談窓口で相談を受ける中で、薬物問題が関連していることがわかれる場合には、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や薬物治療医療機関等に速やかにつなげられるよう、関係機関間の連携体制の充実を図っていきます。

【生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局】

薬物乱用に関する相談チャットボット （東京都保健医療局）



東京都ホームページに掲載



案内チラシ

アクション19 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供

- 関係機関が、薬物問題に関する相談・支援を行う機関や具体的なサービス内容の情報を共有し、相互にホームページやチャットボット、リーフレット等への掲載、イベントでの紹介などを行うことにより、様々な状況の相談者に必要な情報を提供できるように努めます。

東京保護観察所、東京地方検察庁、東京出入国在留管理局
関東信越厚生局、警視庁、東京都立病院機構
政策企画局、生活文化スポーツ局、保健医療局
産業労働局、教育庁

- 薬物問題で苦慮する家族向けのリーフレット等に、相談・支援機関を分かりやすく明記して関係機関に配布し、窓口の周知に努めます。

【生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局】

- 地域の一次相談窓口において、「濫用等のおそれがある医薬品」の依存に関する相談に応じるとともに、医療機関、専門相談機関の情報を提供します。

【警視庁、保健医療局】

- SNS や動画共有サービス等を活用し、市販薬依存に悩む本人や家族等に向けて、依存症からの回復には専門相談機関や薬物治療医療機関等への早めの相談が重要であることを伝えるとともに、相談窓口の周知に努めます。

【保健医療局】

薬物依存等に関する啓発用リーフレット
(都立(総合)精神保健福祉センター)



『「薬物依存」を正しく理解するために』



『市販薬・処方薬の乱用・依存』

アクション20 相談・支援業務に従事する人材の育成

- 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、相談業務に携わる医師、保健師、福祉職、心理職等の関係機関の専門職員に対し、薬物問題研修を実施します。
また、都保健所においても、都民及び精神保健福祉に関わる関係機関の職員を対象に講習会等を実施します。
研修・講習会等については、薬物問題の最新情報も取り入れた内容とします。
【福祉局、保健医療局】
- 保健所や都立（総合）精神保健福祉センターなど、地域の相談機関が関わる薬物関連問題事例へのアセスメントや対処方法を各相談機関の連携の下で検証するとともに、必要に応じて、外部の専門スタッフが個別事例に関わるなど、特殊・困難事例の相談業務に携わるスタッフの育成を支援します。
【福祉局、保健医療局】
- 相談を担う関係機関が研修等の実施状況を共有し、相互に活用することで、薬物問題等に係る知識を習得する機会の拡充を図ります。
【 関東信越厚生局、東京都立病院機構、生活文化スポーツ局
福祉局、保健医療局、教育庁 】
- 麻薬中毒者相談員[※]に対し、薬物乱用防止対策に関する最新情報や事例検討を取り入れた研修を実施します。
【保健医療局】
- 各地区の保護司会や更生保護連盟等が行う講習会等において、薬物乱用防止対策全般の研修を実施します。
【東京保護観察所、関東信越厚生局、警視庁、保健医療局】

※ 麻薬中毒者相談員
麻薬中毒者や向精神薬を濫用している者等に対し、相談に応じ、必要な指導を行う者

プラン8

薬物依存症からの回復支援

薬物依存症は、本人の意思のみでは薬物の使用を止めることが難しく、回復には長い期間を要します。そのため、医療機関での治療や専門相談機関等において適切な支援を受けることが必要です。

また、薬物依存症からの回復には、本人だけではなく、家族など周囲の人が重要な役割を担うこともありますが、家族等にとっての負担も大きなものであることから、そうした方たちの家族等への支援も必要となります。

薬物依存症からの回復に向け、本人の症状や家族等の状況に応じて、専門医療等の提供及び回復プログラムや家族講座等への参加支援を行います。また、大麻乱用者の特徴を踏まえた再乱用防止プログラムも行っていきます。

取組内容

アクション21 薬物依存症等に関する専門医療等の提供

アクション22 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

アクション21 薬物依存症等に関する専門医療等の提供

- 都立松沢病院では、専門医療を提供する他の医療機関とも連携しながら、精神科外来において、治療の緊急性、依存の重篤度、身体的・精神的合併症などを評価して治療プランを立て、薬物依存症患者の治療を行うとともに、薬物・アルコール依存及びその関連疾患による重度の精神症状を有する患者に対し、必要に応じた入院治療等の専門的医療を提供します。【東京都立病院機構】
- 医療及び保護のために入院させなければ、自傷他害のおそれがあると認められる薬物依存症等の精神障害者に対しては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度により、適正に対処します。【福祉局】
- 入院させなければ、再び薬物の使用を繰り返すおそれが著しいと認められる麻薬又はあへんの慢性中毒者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法に基づく措置入院制度により適正に対処します。【保健医療局】
- 薬物依存症患者が地域で適切な医療を受けられる体制を整備するため、東京都における薬物依存症専門医療機関及び治療拠点機関を選定し、公表します。【福祉局】

アクション22 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

- 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム（家族講座・家族教室）を実施します。また、教育プログラムでは市販薬依存に関する内容も取り上げます。【福祉局】
- 都立（総合）精神保健福祉センター等において、薬物乱用者本人に対し、認知行動療法の手法を取り入れた、大麻等の違法薬物に加え市販薬も含めた薬物依存症からの回復に向けた再発予防プログラムを実施します。
また、プログラムから脱落しないためのサポートや、プログラム終了後の自助グループ等との連携が不可欠であるため、症例を積み重ねながら事業の評価・検証を行い、プログラムの充実を図ります。【関東信越厚生局、東京都立病院機構、福祉局】

- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携し、検挙した薬物事犯の初犯者及び希望者を対象に、定期的に専門の職員（公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士等）が本人や家族との面談を行い、再乱用防止に向けた指導・助言を継続して実施します。 【関東信越厚生局】

- 麻薬中毒者の更生のため、麻薬中毒治療後のアフターケアに重点を置いた麻薬中毒者相談員による相談活動（観察指導）を実施するとともに、必要に応じて面談による指導・助言を行います。

また、麻薬中毒者からの一般相談にも対応するなど、再乱用防止活動に取り組みます。 【保健医療局】

- 同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う自助活動の情報や、家族同士が悩みを話し合う集会等を行い、回復を支援している民間の機関に関する情報を、本人や家族等の状況等に応じて提供します。

【東京保護観察所、警視庁、東京都立病院機構
生活文化スポーツ局、福祉局、教育庁】

- 関係機関職員や民間支援団体スタッフ等を講師として保護観察所に招き、保護観察対象者に対する薬物再乱用防止プログラムを実施します。また、閉庁日や閉庁時間においても、関係機関と連携して、保護観察所の外部会場において、薬物問題を抱える本人やその家族等に対するグループミーティング等を実施します。

【東京保護観察所】

- 大麻乱用者の特徴として、大麻の乱用を正当化する傾向があることを踏まえ、東京保護観察所における薬物再乱用防止プログラムに大麻に関する指導項目を新設し、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実を図ります。

【東京保護観察所】

薬物再乱用防止プログラム（都立（総合）精神保健福祉センター）

OPEN（薬物再乱用防止プログラム）のご案内

薬物に関する問題で、悩んでいたり、困っていたりしませんか？

- 目的： 薬物の問題についての知識を身に付ける
薬物を使いたくなくなったときの対処法や解決法などを学ぶ
自分の回復について考える
- 対象： 薬物を使わない生活を送りたい方
グループ療法での対応が適宜と判断される方
※処方薬や市販薬への依存の方も対象になります。
※アルコール問題のみは対象外となります
- 日時： 毎週木曜日 午後2時から3時30分まで 1クール4ヶ月程度
- 会場： 東京都立中部総合精神保健福祉センター内
- 費用： 無料


＜プログラムの主な内容＞

- 依存症ってどんな病気か理解しよう
- 再使用につながるあなたの引き金（危険信号）を理解しよう
- 引き金に気づいたときにうまく向き合える方法を身に付けよう
- 薬を使わないために新しい生活のスケジュールをたてよう
- 薬に頼らない人間関係を築くためにコミュニケーションを見直そう など

※回復者や医師も参加した認知行動療法プログラム（全14回）を実施します

※参加希望の方、または詳しいことをお聞きになりたい方は下記までご連絡ください

【連絡先】
中部総合精神保健福祉センター
東京都東区江川1-1北武2-1-1
京王線「江川」駅下車1分
03-3330-7430（相談窓口）
平日 9時から17時



アルコール・薬物・ギャンブルをやめ続けたい人のための
再発予防プログラム

TAMARPP（タマープ）

タマ・リプラス・プリベンション・プログラム ～「タマープ」はテキストを使った再発予防プログラムです。アルコールや薬物、ギャンブル等の行為への依存の根深く困った経験をお持ちのあなた、これからは（これから）アルコールや薬物を使わない、ギャンブルをしない生活を送りたいと願うあなた、プログラムに参加しませんか？このプログラムでは、主に次のようなことをめざします。

- (1) 再発の危険信号について学び、その信号に自分で気づけるようになる。
- (2) 「使いたい気持ちが出てきた時どうしたら良いか、具体的な方法を身に付ける。
- (3) アルコールや薬物、ギャンブルが戻りこまない自分だけの過ごし方を計画し、やってみる。
- (4) 回復の道のり全体を把握し、これからやってくる様々な困難と、その助けとなるもの（自助グループなど）について学ぶ。

※ぜひ一緒にやってみましょう！
日時：毎週火曜日（午後2時00分～午後4時00分）
場所：中部総合精神保健福祉センター内
申し込み・お問い合わせ
中部総合精神保健福祉センター
TEL（電話相談）：042-371-5560（月～金9:00～17:00）

プラン9

当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

薬物依存症の治療・回復には長い時間がかかることから、医療機関、回復支援プログラム等を実施している支援機関、自助活動を実施している民間の機関等が、それぞれの役割を踏まえ、互いに連携して、薬物依存症となった方など薬物問題を抱える本人の状況に応じた支援を行っていくことが重要です。

そのため、関係機関の連携を強化し、本人及び家族等に対して積極的な支援を行います。また、保護観察中のみならず、保護観察が終了した当事者やその家族に対しても支援を継続するなど、“息の長い”支援を実施していきます。

取組内容

アクション23 再乱用防止に向けた“息の長い”支援等の充実

アクション23 再乱用防止に向けた“息の長い”支援等の充実

- 関係機関が連携し、薬物依存症者や中毒者に対する治療、社会復帰支援を効果的に行うため、薬物中毒対策連絡会議等を開催して、治療、社会復帰に向けた回復支援の取組、途切れることのない継続支援について情報・意見交換を行い、連携強化を図ります。

【東京保護観察所、関東信越厚生局、警視庁、福祉局、保健医療局】

- 児童相談所における非行相談等で薬物に関する問題があった場合には、保健所や医療機関等の関係機関と連携して対応します。

また、女性相談センターにおいて、一時保護中の女性に薬物に関する問題があることがうかがわれる場合には、適切な治療や支援が受けられるよう、必要に応じて医療機関や回復支援施設と連携して対応します。 【福祉局】

- 本人や家族等から薬物問題に関する相談を受け、相談内容に明らかな違法行為が確認された場合には、捜査を前提とした対応を行い、また、対象者が薬物中毒者として治療が必要な場合は、医療機関と連携して対応します。

【関東信越厚生局、警視庁】

- 保護観察が終了する薬物事犯者に対しては、断薬が継続できるよう他の関係機関と連携して対応し、途切れることのない“息の長い”支援を実施します。

保護観察の終了が近い薬物事犯者や家族に対し、麻薬中毒者相談員による相談、引継先の関係機関への紹介・同行等を行うとともに、本人が常時連絡できる体制をとります。また、保護観察終了後の薬物事犯者や家族等に対しても、薬物依存からの回復プログラム等の支援を実施します。

【東京保護観察所、警視庁、福祉局、保健医療局】

- 保護観察が付かない執行猶予者や刑の終了者、医療機関退院後の患者、家族等を関係機関に紹介するなど、継続的支援の実施に努めます。

【東京保護観察所、関東信越厚生局、警視庁】
【東京都立病院機構、福祉局、保健医療局】

- 薬物からの回復に取り組む依存症者や家族等が、適切な治療や支援を受けられることができるよう、大麻等の違法薬物に加え市販薬も含めた薬物依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進に努めます。

【東京保護観察所、福祉局、保健医療局】

- 関係機関による支援事業への参加を中断してしまった人が、再び参加を希望した際に、ためらうことなく問合せや相談、参加が再開できるよう、相談・支援機関の連絡先等をチャットボットやホームページへ掲載するなど、支援事業に参加しやすい環境を整備します。

【関東信越厚生局、警視庁、福祉局、保健医療局】

依存症対策普及啓発フォーラム (都立(総合)精神保健福祉センター)



地域での薬物依存からの回復プログラム (東京保護観察所)



※ 実際のプログラム参加者の写真ではありません。

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画の推進に当たっては、国の第六次五か年戦略による取組方針等を踏まえて、関係機関で構成する東京都薬物乱用対策推進本部が一致協力して取り組んでいきます。

また、薬物乱用の防止は、地域社会全体で取り組むことも重要です。そのため、地域等で活動する団体等に対する支援や連携を更に強化するとともに、都内区市町村、国及び他道府県の自治体とも十分に情報共有を図りながら対策を推進していきます。

2 関係機関の役割

- 東京都薬物乱用対策推進本部は、計画を着実に推進するために、計画の進捗状況と取組の方向性を確認します。
- 保健医療局健康安全部は、東京都薬物乱用対策推進本部の事務局として、会議の開催等の事務を担当します。
- 事務局は、関係機関との連絡を密にし、必要に応じて、計画の進捗状況に関する情報提供を行います。
- 関係機関は、年度ごとに計画の進捗状況を点検し、事務局に報告します。
事務局は、報告内容を取りまとめ、東京都薬物乱用対策推進本部・幹事会等の議事資料とします。

参考資料 1

薬物乱用対策の推進体制（令和6年3月現在）

内 閣

【国】犯罪対策閣僚会議

主 宰：内閣総理大臣

【国】薬物乱用対策推進会議

議 長：厚生労働大臣
副議長：法務大臣 外
構成員：総務大臣 外

【国】幹事会

薬物乱用対策推進地方本部設置要領
(昭和48年6月)

東京都薬物乱用対策推進本部

都における薬物乱用対策に関し、関係機関相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策の樹立を強力に推進するために設置
(昭和48年「東京都薬物乱用対策推進本部設置要綱」制定)

本 部 長：副知事
副本部長：保健医療局長
本 部 員：各機関の部長又は課長等

本 部 会

幹 事 会

青少年対策部会

- 東京保護観察所
- 東京地方検察庁
- 東京出入国在留管理局
- 東京税関
- 関東信越厚生局
- 警視庁
- 東京都立病院機構
- 東京都政策企画局
- 東京都生活文化スポーツ局
- 東京都福祉局
- 東京都保健医療局
- 東京都産業労働局
- 東京都教育庁

事務局：保健医療局健康安全部

参考資料2

実施事業一覧

1 啓発活動の拡大と充実

プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

アクション1 青少年の薬物乱用防止意識の向上に向けた取組の推進

事業概要	機関名
1 大学での薬物乱用防止講義・啓発活動 大学において、新学期の時期に、薬物乱用防止講義や啓発活動を実施し、薬物乱用防止の意識向上を図る。	警視庁
2 学校への薬物乱用防止キャラバンカーの派遣 学校からの要請に基づき、薬物乱用防止教室の実施と合わせて、薬物乱用防止キャラバンカーを派遣する。	警視庁
3 繁華街における広報啓発活動の実施 繁華街における街頭広報マイクを活用し、若者に向けて薬物乱用防止に関する広報を実施する。	警視庁
4 都内私立学校への情報提供、資料提供 国や地方公共団体等からの依頼に基づき、薬物乱用防止講習会等の情報や資料を私立学校へ提供する。	東京都生活文化スポーツ局
5 薬物専門講師の養成・派遣 学校や地域で開催される薬物乱用防止講習会で講師を務める薬物専門講師を対象とした研修会を開催する。また、薬物専門講師を学校に派遣する。	東京都保健医療局
6 薬物乱用防止ポスター・標語の募集 中学生を対象に、薬物乱用防止ポスター・標語を募集し、優秀作品を表彰・公表するとともに啓発資材等に活用する。	東京都保健医療局
7 薬物乱用防止高校生会議 参加高校を選定し、校外学習や講義聴講により学んだ内容について生徒同士で議論、討議し、活動成果を発表するほか、高校生向けリーフレットにまとめ、都内の高校第1学年に配布する。	東京都保健医療局

<p>8 薬物乱用防止活動率先校の公表</p> <p>薬物乱用防止に関する普及啓発事業等に参加し、熱心に取り組んだ学校を「活動率先校」として表彰、公表する。</p>	東京都保健医療局
<p>9 無料コピー機用の紙裏面広告</p> <p>大学生を対象に、薬物乱用についてのアンケート調査及び薬物乱用防止メッセージの募集を行う。また、募集したメッセージ等を、大学構内の無料コピー機用の紙裏面に印刷し、薬物乱用防止を啓発する。</p>	東京都保健医療局
<p>10 若者が多く集まる拠点における啓発</p> <p>自動車教習所、カラオケボックス等へ、啓発ポスターの掲示等を依頼する。</p>	東京都保健医療局
<p>11 学習指導要領に基づく教育課程の適正な実施</p> <p>学習指導要領に基づき、薬物乱用防止に関する指導や薬物乱用防止教室を推進し、児童・生徒の薬物乱用防止意識を向上させる。</p>	東京都教育庁
<p>12 薬物乱用防止教室の開催状況の調査及びその結果の周知</p> <p>体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で薬物乱用防止教室実施の依頼と開催状況調査について周知する。</p>	東京都教育庁

アクション2 青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進

事業概要	所管局
<p>13 医薬品の適正使用等に関する普及啓発</p> <p>子供のうちから医薬品の効果、副作用、正しい使用方法等を学べるよう、啓発資材の提供や関係機関と連携した普及啓発に取り組む。</p>	東京都保健医療局

アクション3 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進

事業概要	所管局
<p>14 PTAリーダー研修事業（委託）</p> <p>都内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各校種のPTAリーダーが校種や世代を越えて、幼児・児童・生徒を取り巻く問題の理解、問題解決のための方法等について、学ぶ機会を提供する。</p>	東京都教育庁

アクション4 青少年を有害情報から守る取組の強化

事業概要	所管局
<p>15 携帯電話事業者等に対する要請 携帯電話事業者等に対して、青少年に対するフィルタリングサービスの提供義務を履行するよう、要請、働きかけを実施する。</p>	警視庁
<p>16 有害情報等からの保護 小学生、中学生、高校生及びその保護者等を対象として、インターネットの適正利用に向けたリーフレットを作成し、配布する。また、フィルタリング機能の設定を促す啓発用カードを作成し、携帯電話販売店を通じて、保護者に配布する。</p>	東京都生活文化スポーツ局
<p>17 インターネットの適正利用に向けた講座の開催 インターネットの利用におけるトラブル防止に向けた講座「ファミリールール講座」を開催し、青少年が有害サイトに接しないよう、インターネットを利用する際のルール作りや、SNS等の普及を踏まえた、生徒同士のルール作りを支援する。</p>	東京都生活文化スポーツ局
<p>18 不健全図書類の指定 青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を東京都青少年健全育成審議会に諮問する。</p>	東京都生活文化スポーツ局
<p>19 フィルタリング等の啓発 児童・生徒がSNSを利用する際のルールとして策定した「SNS東京ルール」の取組を通じ、フィルタリングの重要性を保護者に啓発する。また、保護者が子どもの使う端末の機能を制限するペアレンタルコントロール機能などについて、事業者と協力して啓発資料を作成し、配布する。</p>	東京都教育庁

プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

アクション5 多様な媒体を用いた広域的な広報啓発活動の展開

事業概要	所管局
<p>20 社会を明るくする運動 「社会を明るくする運動」の一環として、薬物乱用防止の広報活動を実施する。</p>	東京保護観察所

<p>2 1 税関教室での広報 管轄区域の小中学校等において税関教室を開催し、薬物乱用防止に関する啓発活動を実施する。</p>	東京税関
<p>2 2 民間企業・各種団体等への講義 SNS等を中心に広まっている大麻の誤情報に惑わされず正しい有害性を認識してもらうため、民間企業・各種団体等に対して、薬物乱用防止講義を実施する。</p>	警視庁
<p>2 3 都政広報・都政一般相談 都政全体の広報・広聴を行う中で、薬物乱用対策推進のための啓発・情報提供についても所管部署からの依頼により随時実施する。</p>	東京都政策企画局
<p>2 4 各種リーフレットの作成・配布 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、地域の関係機関や一般都民向けに薬物依存に関するリーフレットを作成、配布するとともに、ホームページにも掲載する。</p>	東京都福祉局
<p>2 5 SNS等での動画広告の放映 SNS、動画共有サービス等を用いて、薬物乱用防止啓発に関する動画広告を放映する。また、広告を行う際は、30歳未満の若年層に限定するなど、効果的なターゲティングを実施する。</p>	東京都保健医療局
<p>2 6 大型ビジョン・デジタルサイネージを用いた広告 競馬場・競輪場等の大型ビジョンや、各保健所の来庁者向けデジタルサイネージ等を用いて、薬物乱用防止に関する啓発活動を実施する。</p>	東京都保健医療局
<p>2 7 危険ドラッグ乱用防止啓発ウェブサイトの運営 危険ドラッグに関する啓発用ウェブサイトを経営し、危険性や有害性等について、写真や図解、動画等も用いた分かりやすい情報発信を行う。</p>	東京都保健医療局
<p>2 8 キーワード連動型広告 インターネット上で薬物に関する語句を検索した人の検索結果画面等に薬物乱用防止広告を表示させ、都の啓発用ウェブサイトに誘導する。</p>	東京都保健医療局
<p>2 9 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として、「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集いを開催する。</p>	東京都保健医療局

<p>30 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」の一環として、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」都民（東京）大会を開催する。</p>	東京都保健医療局
<p>31 不正大麻・けし撲滅運動 「不正大麻・けし撲滅運動」の一環として、不正大麻・けしに関するポスター・リーフレットを配布する。</p>	東京都保健医療局
<p>32 都立職業能力開発センター等での普及啓発 都立職業能力開発センターや東京都労働相談情報センター等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示等により普及啓発を行う。</p>	東京都産業労働局
<p>33 広報紙による情報提供 広報紙「とうきょうの教育」（都内公立学校小学校6年生・中学校3年生の保護者向け・年3回配布）に連携広報として掲載し、薬物乱用に関する啓発を行う。</p>	東京都教育庁

アクション6 薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組の推進

<p>34 大麻乱用防止に関する普及啓発 SNS等で「大麻は身体への影響がない」等の誤った情報が広まっている近年の状況を踏まえ、SNS広告等のデジタル広報を活用しながら、大麻乱用に関する正しい知識を普及する。</p>	東京都保健医療局
<p>35 市販薬乱用防止に関する普及啓発 青少年の市販薬乱用の背景に様々な悩みや生きづらさがあることを踏まえ、青少年やその保護者世代に向けて、効果的な市販薬乱用防止啓発を実施する。</p>	東京都保健医療局

プラン3 普及啓発のための基盤づくりと取組への支援

アクション7 普及啓発を担う人材育成の推進

事業概要	所管局
<p>36 薬物乱用防止指導員への研修 各地域で活躍する薬物乱用防止指導員に対し、薬物問題に関する最新知識の付与や、意識向上のための研修を実施する。</p>	東京都保健医療局
<p>37 薬物専門講師の養成・派遣 学校や地域で開催される薬物乱用防止講習会で講師を務める薬物専門講師を対象とした研修会を開催する。また、学校からの依頼に基づき、薬物専門講師を学校に派遣する。</p>	東京都保健医療局

<p>38 都立（総合）精神保健福祉センターでの研修 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉に携わる行政機関、相談機関、医療機関、教育機関等の職員に対し、薬物依存も含めた依存症に関する研修等を実施し、資質の向上を図る。</p>	東京都福祉局
<p>39 大学との連携 薬科大学を中心に、入学ガイダンスや授業等の場を活用して、薬物乱用防止講座を実施するほか、啓発資材の配布等により、学校による薬物乱用防止運動の支援を行う。</p>	東京都保健医療局
<p>40 指導者の育成 文部科学省の指導資料を配布する等により、児童・生徒の薬物乱用防止意識を向上させる指導者を育成する。</p>	東京都教育庁

アクション8 啓発用資材の充実・提供

事業概要	所管局
<p>41 各警察署を通じた啓発用資材の貸出・配布 薬物乱用防止啓発映像を収録したDVDや、それと関連したリーフレット等を作成し、各警察署を通じ、学校等へ貸出・配布する。</p>	警視庁
<p>42 普及啓発資材の整備 社会状況や薬物情勢の変化を踏まえ、DVD・リーフレット・パネル・薬物見本・着ぐるみ等の啓発用資材を作成し、薬物乱用防止講習会やイベント等を実施する方々に貸出・配布する。</p>	東京都保健医療局

アクション9 地域における主体的な啓発活動の支援

事業概要	所管局
<p>43 東京都薬物乱用防止推進協議会活動経費助成 薬物乱用防止推進地区協議会の地域啓発活動を推進する。また、都協議会を結成し、各地区との連絡調整、指導、各種関係機関・団体との連絡協議、表彰等を行う。</p>	東京都保健医療局
<p>44 薬物問題地域啓発対策 薬物乱用防止推進地区協議会を対象に薬物乱用防止連絡会を行い、各地区の活動の活性化を図る。</p>	東京都保健医療局

2 指導・取締りの強化

プラン4 不正薬物等の取締りの強化

アクション10 巧妙化する密輸・密売手法に対する取締りの強化

事業概要	所管局
45 関係機関への通報 薬物を不正に所持・使用している外国人に係る情報を入手した場合、速やかに関係機関に通報し、捜査に協力する。	東京出入国在留管理局
46 薬物の密輸出入の取締り 関係機関と連携し、薬物の密輸出入の取締りを実施する。また、密輸取締の強化期間を設け、集中的な取締りを行う。	東京税関
47 海外の関係機関と連携した取締り 関係機関と連携し、薬物事犯の取締りを実施する。また、国際会議等へ参加し、海外の関係機関と情報交換を実施する。必要に応じて、海外捜査機関との合同捜査を実施する。	関東信越厚生局
48 薬物事犯の取締り・少年の補導活動 関係機関と連携し、薬物事犯の取締りを実施する。また、薬物を乱用する少年を早期発見するため、街頭補導活動を実施する。	警視庁
49 監視指導・取締り 関東信越厚生局、警視庁と連携し、合同立入調査等を実施する。	東京都保健医療局
50 不正大麻・けし除去 自生している「大麻」や「けし」について、広く通報等の協力を呼びかけ、早期発見・除去等の措置を講じる。	東京都保健医療局

アクション11 多様な捜査手法の効果的な活用

51 各種捜査手法の積極的活用 犯罪情勢に適した各種捜査手法を積極的に活用し、密輸・密売等の供給網の根絶のため、薬物事犯の徹底検挙を実施する。	警視庁
---	-----

アクション12 巧妙化・潜在化する薬物取引の取締り及び監視指導の強化

事業概要	所管局
<p>5.2 サイバー空間を悪用した薬物事犯の取締り 巧妙化・潜在化するサイバー空間を悪用した薬物事犯に対応するため、サイバー捜査に特化した部門等を中心に、取締りを強化する。</p>	関東信越厚生局
<p>5.3 サイバーパトロールの実施 薬物事犯におけるサイバーパトロールを実施し、集約した情報を各警察署に共有し、捜査指導を行う。</p>	警視庁
<p>5.4 フリマサイト等の監視 フリマサイト等で向精神薬等の不正出品を発見した場合には、直ちにフリマサイト等運営企業へ削除要請することで、迅速に排除する。また、フリマサイト等運営企業と定期的に連絡会を開催し、企業の自主的な審査の向上を図り、不適正な出品の防止につなげる。</p>	東京都保健医療局
<p>5.5 ビックデータ解析・ソーシャルメディア解析 匿名掲示板やソーシャルメディア等を調査対象として、危険ドラッグに係る情報を収集・分析し、新製品及び販売店舗等を把握する。</p>	東京都保健医療局

プラン5 薬物乱用実態の的確な把握と規制の迅速化

アクション13 違法薬物や規制が必要な薬物の流通実態・乱用実態の把握

事業概要	所管局
<p>5.6 危険ドラッグの流通実態調査 外部調査機関等を活用して、街頭店舗の出店状況、取扱品目等の確認調査や国内外の流通品の試買調査等を行う。</p>	東京都保健医療局
<p>5.7 危険ドラッグの試買調査 違法薬物や未規制薬物の早期発見のため、インターネット等で試買調査を実施し、成分検査を行う。違反品が発見された場合には、速やかに販売中止等を指示する。未規制薬物が検出された場合には、人体に対する危険性等を評価したうえで、都条例に基づく知事指定薬物に指定し、規制を行う。</p>	東京都保健医療局

<p>5 8 未規制薬物使用実態調査</p> <p>新たな乱用薬物の使用実態を把握するため、医療機関等と連携し、未規制薬物を使用したと考えられる患者の尿を患者の同意を得た上で採取し、未規制薬物を検出するための検査を行う。</p>	<p>東京都保健医療局</p>
---	-----------------

アクション14 未規制薬物等の迅速な分析・広域的な規制

事業概要	所管局
<p>5 9 東京都薬物情報評価委員会</p> <p>知事の附属機関として、専門的見地から危険ドラッグの危険性に関する情報の分析・評価を行い、その結果を知事に報告する。</p>	<p>東京都保健医療局</p>
<p>6 0 知事指定薬物の指定</p> <p>都内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあるものと認められるものを、都条例に基づく知事指定薬物に指定し、規制を行う。また、知事指定薬物に関するデータを国に提供し、全国的規制につなげる。</p>	<p>東京都保健医療局</p>
<p>6 1 危険ドラッグ専門調査委員会</p> <p>規制すべき物質としての評価が定まっていない危険ドラッグに対し、専門的な見地から安全性の評価を行う。</p>	<p>東京都保健医療局</p>
<p>6 2 危険ドラッグの分析・特定</p> <p>健康安全研究センターにおいて、危険ドラッグを迅速に分析・特定するための試験法、生体影響を評価するための試験法等の研究・開発を行う。</p>	<p>東京都保健医療局</p>

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

アクション15 麻薬・向精神薬等の取扱医療機関等への立入検査等の実施

事業概要	所管局
<p>6 3 医療用麻薬・向精神薬関係施設への立入検査</p> <p>医療用麻薬・向精神薬等の適正な流通・管理がなされるよう、輸出・輸入・製造・製剤業者等への立入検査を実施する。</p>	<p>関東信越厚生局</p>
<p>6 4 麻薬取扱者講習会</p> <p>病院・研究者等の麻薬取扱者に対し、講習会を実施し、法令遵守、麻薬の適正な管理・施用等を図る。</p>	<p>東京都保健医療局</p>

<p>6 5 病院・薬局等への立入検査 病院・薬局・卸売業者等の麻薬・向精神薬を取り扱う施設に立入検査を行い、適正な管理を確保する。</p>	<p>東京都保健医療局</p>
<p>6 6 シンナー・トルエン等の一斉監視指導 シンナー・トルエン等の有機溶剤を取り扱う施設に対して立入検査を実施し、適正な保管管理、譲渡記録の徹底等の指導を行う。</p>	<p>東京都保健医療局</p>

アクション16 偽造・変造処方箋対策の強化

事業概要	所管局
<p>6 7 偽造・変造処方箋対策 偽造・変造処方箋に関する注意事項・対応方法等を記載した手引きを薬局へ配布し、処方箋に不審な点がある場合には慎重に対応するよう注意喚起を行う。薬局で、偽造・変造処方箋が発見された際は、薬剤師会・医師会と連携し速やかに情報提供・共有し、医薬品の不正入手の防止を図る。</p>	<p>東京都保健医療局</p>

アクション17 「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱薬局等への販売ルールの周知・指導の実施

<p>6 8 薬局等の販売業者に対する指導 国が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」について、薬局等の販売業者に対して販売ルールの周知を行い、適正販売を指導する。</p>	<p>東京都保健医療局</p>
--	-----------------

3 薬物問題を抱える人への支援

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

アクション18 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進

事業概要	所管局
<p>69 薬物事件等に関する電話相談</p> <p>薬物事件の相談には、薬物・銃器ホットラインで、24時間体制で対応する。また、20歳未満の少年に係る相談には、ヤング・テレホン・コーナーで、24時間体制で対応する。</p>	警視庁
<p>70 専門機関との連携</p> <p>東京都若者総合相談センター（若ナビα）で、心の悩みや生きづらさに関する相談を受ける中で、薬物問題があることが分かった場合は、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や薬物治療医療機関等につなぐ。</p>	東京都生活文化スポーツ局
<p>71 精神保健福祉相談</p> <p>都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、東京都依存症相談拠点として、本人や家族等から薬物依存等に関する電話相談を受けるとともに、個別相談として面接による相談を実施する。</p>	東京都福祉局
<p>72 精神保健福祉相談</p> <p>東京都の各保健所において、本人や家族等から薬物依存等に関する電話相談を受けるとともに、個別相談として面接による相談を実施する。</p> <p>必要に応じて、専門医療機関、地域の支援機関とも連携しながら、薬物問題を抱える本人・家族の支援をしている。</p>	東京都保健医療局
<p>73 専門機関との連携</p> <p>東京都自殺相談ダイヤルやLINE相談で、心の悩みや生きづらさに関する相談を受ける中で、薬物依存や市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）などの問題があることが分かった場合は、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や救急医療機関等につなぐ。</p>	東京都保健医療局
<p>74 薬物乱用に関する相談チャットボット</p> <p>いつでも気軽に相談ができるチャットボットをホームページに掲載し、薬物問題を抱える本人や家族等からのよくある質問への回答や、適切な相談先の案内を行う。</p>	東京都保健医療局

アクション19 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供

事業概要	所管局
<p>75 活用できる機関・団体等の情報を含むガイドブックの作成・配布</p> <p>非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる支援者の活動の一助とするため、薬物等の依存についての相談事例を基に、活用できる機関・団体等を紹介したガイドブックを作成・配布している。</p>	東京都生活文化スポーツ局
<p>76 依存症に関する普及啓発</p> <p>都民の方々に依存症についての理解を深めてもらうため、普及啓発フォーラム等を開催する。また、薬物依存に関するリーフレットを作成、配布し、相談窓口・支援内容に関する周知を行う。</p>	東京都福祉局
<p>77 関係機関間での情報共有・相互活用</p> <p>他機関での活動内容をお互いに共有し、ホームページの掲載等相談者に適切な機関を情報提供していく。</p>	東京都保健医療局

アクション20 相談・支援業務に従事する人材の育成

事業概要	所管局
<p>78 依存症問題に関する研修</p> <p>都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉に携わる行政機関、相談機関、医療機関、教育機関等の職員に対し、薬物依存も含めた依存症問題に関する研修等を実施し、依存症に関する資質の向上を図る。</p>	東京都福祉局
<p>79 麻薬中毒者相談員への研修会</p> <p>麻薬中毒者相談員に対し、薬物に関する最新情報や薬物依存者に対する観察指導の事例等を提供する研修会を実施する。</p>	東京都保健医療局

プラン8 薬物依存症からの回復支援

アクション21 薬物依存症等に関する専門医療等の提供

事業概要	所管局
<p>80 薬物依存症患者の治療</p> <p>都立松沢病院では、専門医療を提供する他の医療機関とも連携しながら、精神科外来において、薬物依存症患者の治療を行うとともに、薬物・アルコール依存及びその関連疾患による重度の精神症状を有する患者に対し、必要に応じた入院治療等の専門的医療を提供する。</p>	東京都立病院機構

<p>8 1 精神障害者措置入院</p> <p>医療及び保護のために入院させなければ、自傷他害のおそれがあると認められる精神障害者に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度により、適切な医療及び保護を行う。</p>	<p>東京都福祉局</p>
<p>8 2 薬物依存症専門医療機関等の選定</p> <p>薬物依存症患者が地域で適切な医療を受けられる体制を整備するため、東京都における薬物依存症専門医療機関及び治療拠点機関を選定し、公表する。</p>	<p>東京都福祉局</p>
<p>8 3 麻薬中毒者措置入院</p> <p>入院させなければ、再び薬物の使用を繰り返すおそれ著しいと認められる麻薬又はあへんの慢性中毒者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法に基づく措置入院制度により適正に対処します。</p>	<p>東京都保健医療局</p>

アクション22 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

事業概要	所管局
<p>8 4 薬物再乱用防止プログラム</p> <p>関係機関職員や民間支援団体スタッフ等を講師として保護観察所に招き、保護観察対象者に対する薬物再乱用防止プログラムを実施する。また、薬物再乱用防止プログラムに大麻に関する指導項目を新設し、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実を図る。</p>	<p>東京保護観察所</p>
<p>8 5 薬物再乱用防止に向けた指導・助言</p> <p>検挙した薬物事犯の初犯者及び希望者を対象に、定期的に専門の職員（公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士等）が本人や家族との面談を行い、再乱用防止に向けた指導・助言を実施する。また、リーフレットを作成・配布し、本取組を周知する。</p>	<p>関東信越厚生局</p>
<p>8 6 家族講座</p> <p>都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、家族に対する教育プログラム（家族講座）を実施し、医師等による薬物依存症についての講義や、当事者・家族の自助グループの方によるメッセージ提供などを行う。</p>	<p>東京都福祉局</p>

<p>87 薬物依存症回復プログラム</p> <p>都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者本人に対し、認知行動療法の手法を取り入れた、薬物依存症からの回復に向けた再発予防プログラムを実施する。</p> <p>また、プログラムから脱落しないためのサポートや、プログラム終了後の自助グループ等との連携が不可欠であるため、症例を積み重ねながら事業の評価・検証を行い、プログラムの充実を図る。</p>	<p>東京都福祉局</p>
<p>88 麻薬中毒者相談員による相談対応等</p> <p>麻薬中毒者及び麻薬中毒者であった者の観察指導を行うとともに、相談に応じ、再中毒の防止及び社会復帰の促進に努める。</p>	<p>東京都保健医療局</p>

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施
アクション23 再乱用防止に向けた“息の長い”支援等の充実

事業概要	所管局
<p>89 保護観察終了者への支援</p> <p>関係機関と連携し、薬物事犯者が保護観察終了後も参加できるグループミーティングを開催し、途切れることのない“息の長い”支援を実施する。</p> <p>また、家族向けグループミーティングには、保護観察終了者の家族も参加できる形態とする。</p>	<p>東京保護観察所</p>
<p>90 当事者等の状況に応じた継続的な支援</p> <p>都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、当事者及びその家族等からの相談に応じるとともに、状況に応じて回復支援プログラム等で受入れを行う。</p> <p>また、必要に応じて地域の関係機関へのつなぎを行うなど、連携して支援を行う。</p>	<p>東京都福祉局</p>
<p>91 薬物依存症に対する理解の促進</p> <p>都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、薬物依存からの回復に取り組む依存症者やその家族が、適切な治療や支援を受けることができるよう、薬物依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進に努める。</p>	<p>東京都福祉局</p>

<p>9 2 児童相談所・女性相談センターにおける対応</p> <p>児童相談所における非行相談等で薬物に関する問題があった場合には、保健所や医療機関等の関係機関と連携して対応する。</p> <p>また、女性相談センターにおいて、一時保護中の女性に薬物に関する問題があることがわかる場合には、適切な治療や支援が受けられるよう、必要に応じて医療機関や回復支援施設と連携して対応する。</p>	<p>東京都福祉局</p>
<p>9 3 麻薬中毒者相談員による支援</p> <p>保護観察の有無にかかわらず、相談者の希望に応じて担当地区の麻薬中毒者相談員を紹介し、継続的に支援を実施する。</p>	<p>東京都保健医療局</p>
<p>9 4 相談先の案内</p> <p>薬物乱用に関する相談チャットボットにより、薬物問題を抱える本人や家族等に対し、適切な相談先の案内を行う。</p>	<p>東京都保健医療局</p>

参考資料3

薬物乱用について

1 薬物乱用とは

薬物乱用とは、医薬品を医療目的から外れて使ったり、医療目的のない薬物を不正に使ったりすることです。中枢神経系に影響を及ぼす薬物が乱用される傾向にあります。それらの多くには依存性^{※1}があります。

薬物乱用が拡大する背景には、(1) インターネットや匿名性の高いSNS等を利用し、電子マネー等により薬物を容易に購入できてしまう、(2) インターネット等で「大麻には害がない」などの誤った情報が流れ、大麻に対する有害性の認識が低くなっている、(3) 先輩・友達からの誘いは断りにくく、仲間はずれになることを恐れて使用してしまう、(4) 不安や生きづらさを感じ、精神的苦痛を解消するために使用してしまうことなどがあると考えられます。

薬物を乱用すると、「こころ」つまり精神に影響を与えます。一時的に良い気分、お酒に酔ったような感じ、不安が消えていく感じ、幻覚^{※2}などをもたらします。

乱用を繰り返すうちに、薬物の効果が切れると、不安、イライラ、疲労感・脱力感などが現れて、禁断症状を示すようになります。それらから逃れるためにまた乱用を続けてしまい（依存）、次第に自分の意思では止められなくなってしまう。

また、繰り返し使用していると、1回の使用量や回数が増え（耐性^{※3}）、悪循環に陥ります。

薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気です。適切な治療・支援を受けることができれば回復可能ですが、回復には長い時間を要する場合があります。薬物の乱用を止め、治療によって普通の生活に戻ったようでも、心理的ストレス、睡眠不足、飲酒などがきっかけとなって、突然、幻覚・妄想などの精神症状が再燃するフラッシュバック現象が起きることがあります。

また、薬物の乱用は、借金や非行、暴力、犯罪などの問題につながるおそれもあり、当人だけの問題にとどまらず、周囲の人たちにも大きな被害や影響が及ぶことが懸念されることとなります。

※1 何度でも使用したくなること。

※2 現実にはないものがあるかのように知覚すること。

※3 使用を繰り返すうちに、それまでの量では効かなくなること。

2 乱用される代表的な薬物

(1) 覚醒剤

一般にアンフェタミン、メタンフェタミンの2種類を指します。白色の粉末又は無色透明の結晶で、匂いはありません。水に溶かして静脈に注射する、ジュース等に溶かして飲む、加熱して吸入するなどの方法によって使用されます。強い依存性があり、精神や身体をボロボロにしてしまいます。大量に摂取すると死に至る場合もあります。我が国では、覚醒剤取締法により規制されています。様々な俗称があり、SNSではアイスクリームの絵文字が使われていることもあるようです。

(俗称の例) アイス、ハーツ、ホワイト、スピード、エス、クリスタルなど



(2) 大麻

「大麻草」から作られ、煙草のように細かく刻んだものや、樹液を圧縮し固形状に固めた樹脂、濃縮大麻である大麻ワックス、大麻リキッドなどがあり、様々な名称で呼ばれています。食品に大麻成分が含まれていることもあります。精神依存性があり、我が国では、大麻取締法により規制されています。なお、令和6年度中に施行される大麻取締法等の一部を改正する法律により、今後、大麻は麻薬として規制が行われます。

(俗称の例) マリファナ、グラス、ポット、エース、ガンジャ、ハシッシュ、ブダスティック、ハッパ、チョコ、ヘンプ、ヤサイ、クサなど



<乾燥大麻>



<大麻ワックス>



<大麻リキッド>



<大麻チョコレート>



<大麻クッキー>

(3) コカイン (麻薬)

無色ないし白色の粉末又は結晶性粉末（化学調味料のような外見）で、麻薬に指定されており、強い精神依存性を有する薬物です。使用すると死に至る場合もあります。我が国では、麻薬及び向精神薬取締法により規制されています。

(俗称の例) コーク、コーラ、スノウ、ノーズキャンディ、チャーリー、クラック、ホワイトなど



(4) LSD (麻薬)

強い幻覚作用があり、精神に障害を起こすこともあります。我が国では、麻薬に指定されており、医療でも使用されないため、製造されていない薬物です。薬物の作用により、自殺や殺人等につながる場合があります。

(俗称の例) アシッド、ペーパー、タブレット、ドラゴンなど



<紙片>

(5) ヘロイン (麻薬)

「あへん」から作られる薬物で、化学名は「ジアセチルモルヒネ」です。強い鎮痛作用がある反面、依存が生じやすく、その依存性は極めて強いものです。我が国では、医療における使用を含め、使用及び製造等が禁止されています。

(俗称の例) スマック、ジャンク、ホース、ダストなど



(6) 危険ドラッグ

従来、「脱法ドラッグ」、「合法ドラッグ」等と呼ばれていましたが、平成26年に警察庁と厚生労働省が呼称を公募し、規制の有無を問わず、使用することが危ない物質であると明確に示す名称として「危険ドラッグ」が選定されました。多幸感、快感等を高めることを目的として販売され、着火して煙を吸引する、口から摂取するなどして乱用されます。我が国では、医薬品医療機器等法により規制されています。「お香」「ハーブ」「アロマ」「研究用試薬」など、目的を偽装して販売されており、具体的な成分・配合量が不明なため、その作用は未知数で大変危険です。



<乾燥植物片タイプ>
(合法ハーブと呼ばれる)



<液体タイプ>
(合法アロマと呼ばれる)



<粉末タイプ>
(合法パウダーと呼ばれる)

(7) その他の薬物

MDA (俗称: ラブ・ドラッグ)、MDMA (俗称: エクスタシー)、PCP (俗称: エンジェル・ダスト)、メスカリン、マジックマッシュルームなどの多くは幻覚作用を持ち、粉末、錠剤、カプセル、液体など様々な形があります。

これらの薬物は、錯乱状態になり殺傷事件を起こしたり、薬が切れた後でも突然、錯乱状態の発作を起こしたりすることもある危険なもので、我が国では麻薬及び向精神薬取締法により規制されています。



<MDMA>



<マジックマッシュルーム>

(8) シンナー・トルエン（有機溶剤）

シンナーは、塗料のうすめ液として使われる有機溶剤の混合物であり、その主成分はトルエンです。シンナーやトルエンは、特有な臭いを持つ無色透明の液体で、揮発性、引火性が高く、乱用すると、頭痛、はきけ、めまい、全身倦怠感などの症状が現れます。また、乱用を続けると、歯は溶けてボロボロになり、脳細胞が破壊されるため大脳が萎縮し、たとえ乱用を止めても元には戻りません。シンナーやトルエンを長期間乱用すると、吸入していない時でも、実在しないものが見えるなどの幻覚や被害妄想などが現われ、過度に吸入した場合には、呼吸中枢が麻痺し、窒息死することもあります。



(9) 医薬品

医薬品は疾病の治療や予防、診断を行うためのものです。しかし、陶酔感などを求めて風邪薬や鎮咳薬、睡眠導入薬などが乱用されることがあります。医薬品には、決められた服用量や服用方法、適応症があり、これらを守らないと、病気を治すはずのものが逆に身体に害を与えてしまうこともあります。

また、病院などで処方される向精神薬などの医薬品は、その人の病状に合わせて医師が処方するものであり、自分に処方された医薬品を他人に譲渡することは、思わぬ害を招くこともあり危険です。向精神薬については、麻薬及び向精神薬取締法により、他人に譲り渡すことが禁じられています。

医師の処方箋なしで薬局、ドラッグストア等で購入できる市販薬であっても、用法・用量を守らず過剰摂取（オーバードーズ）などを行うと、予期せぬ健康被害を招きます。国が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」については、薬局等の販売業者は、販売時に、販売個数の制限、多量購入の際の購入理由の確認、若年者の場合の年齢の確認などが必要となっています。

